部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

件は、そのことを端的に表現している。また、教育におけ ると思われる。 とは、その解決の目途すらもついていないことを示している進路や学力の問題が、今日依然として解決していないこ

やさらに解放教育者においても、 ·さらに解放教育者においても、適格に把握しているとはところで、こうした教育の差別の現実を教育行政関係者

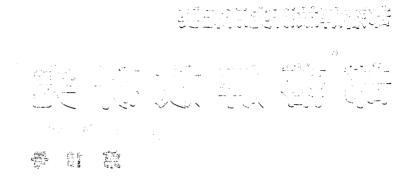
ないのである。「部落地名総鑑」をはじめ、一連の差別事 かし、いうまでもなく、差別の現実は基本的に解決してい 和対策」審議会が出されて十二年になろうとしている。し 「特別措置法」が制定されてすでに八年余、さらに「同

の教育現実と同和教育行政の問題点(そのこ)

りした闘いが必らずしも展開しえない一つの理由になっ央政府・文部省に対しても、首尾一貫した、根拠のはっ いるように思える。 必らずしもいえない状況があると思われる。 その結果、 てき

うにとらえていたのかを分析し、把えておく必 要 があ ろ のために行政としての目標・施策・位置付けなどをどのよ 村の同和教育方針・答申などで部落解放を目指す教育実現 そこで、まず、「答申」「措置法」をはじめ各府県・市

部落の教育現実がどうなっているか、それをどうとらえる 我々の側に資料が収集し得た不十分な資料でまとめざるを のか」を考えてみたい。この課題を十分に分析するには、 次に、その行政としての目標などをふまえて、「現在、





期待したい。となり、また、これを契機として資料がよせられることを解放教育の前進をねがう多くの関係者の討論のための素材をないという弱点をはらんでいる。このため、この小論は

そこで、この小論では次の点を考察したい。

たい。 していないのかを、進路と学力の問題を中心に整理してみ落の教育現状がどのように変化してきたのか、また、変化落の教育現状がどのように変化してきたのか、また、変化第一に、まず、「措置法」が出来て八年たった現在、部

うなっており、いかなる問題点があるかを指摘する。第二に、今日まで八年間、同和教育行政の基本構造はど

育財政の現状を分析したい。れているかを、大阪府の場合を取り上げて分析し、同和教第三に、その問題が、国と府県の「財政」にどう表現さ

基本構造との関連で検討して頂きたい。策の問題点をあきらかにする。これは、第二の同和教育の第四に、大阪の場合の問題点から逆に、国の具体的な施

部落の教育現実をどうとらえるのか

部落差別の現実は解消されたのか

最近、一部の人々は、部落差別の現実が解消されたとか

一、進路の問題

マーマ者の進路

との格差はちぢまっているといわれている。中卒者の進路は、最近高校進学が多くなり、部落外生徒

かし、三九年度における格差が14・6%であり、四八年度に地区の生徒の進学率は、絶対的には大きくのびている。し地区の生徒の進学率は、絶対的には大きくのびている。したは、5・3%から84・8%まで伸びており、2・5%生徒は、5・3%から84・8%まで伸びており、2・5%生徒は、60・1%から93・1をはは、5・3%から84・8%まで伸びており、2・5%生徒は、5・3%から84・8%まで伸びており、2・5%生徒は、5・3%から84・8%まで伸びており、その伸びは2・四八年度までの進学率の抵移をみたの進学率の構移をみたの進学率は、地区の生徒の進学率の

のである。 は8・3%となっているが、その格差は依然として大きい

これと同じような状況は、大阪や兵庫においても示してこの点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみるとの点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみるとの点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみるとの点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみるとの点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみるとへ第3表〉のようになっている。とへ第3表〉のようになっている。とへ第3表〉のようになっている。

○年度)でみると85%以下は、岩手と福島、80%以下が沖バラであるために比較が困難であるが<第4表>(昭和五との比較ではどうであろうか? 我々の資料は年度がバラところで、高校進学率は全国的にどうなっており、それ

かる。 80分以下が熊本、80分以下が埼玉、90分以下が熊本、80分以下が埼玉、90分以下が大阪となっており、部落出身出徒は低い水準におかれていることが分とが以下が熊本、80分以下が埼玉、90分以下が大阪となっている。との示し方でいうと、出身生徒の場合、

本の人の を表出身子の進学率は、 を出身男子の進学率は、 ない。これは、全国的にも、昭和四五年ぐらいを境目とした。 のの進学率は逆転しているが、部落の場合には極端 に低い。男子の進学率は、文部省統計によれば、85%以下 に低い。男子の進学率は、文部省統計によれば、85%以下 には、男子が68・9%で女子と12・5%もあいており、極 には、男子が68・9%で女子と12・5%もあいており、極 には、男子が68・9%で女子と12・5%もあいており、極 なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが

地区外生徒は、33・5%で約20%も格差があるということ、公立普通科に33・8%入学しているのに対し、「同和校」のば、大阪の場合である。<第2表>でみると、地区生徒は、いるが、 その中味を検討してみると問題が多い。 たとえいみたように若干の問題点もあるが、確かに上昇してきてさて、次に、進学の中味の問題である。進学率は、以上さて、次に、進学の中味の問題である。

うととになる。 である。結局、

その格差だけ私学・就職が増えているとい

以上の格差があり、

のが、

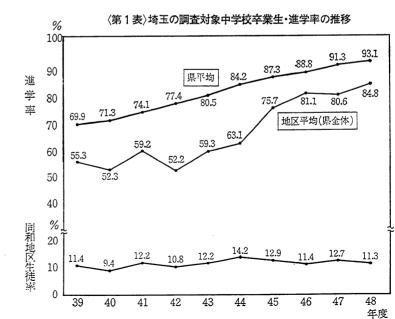
<第5表>である。

5 部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

H		5表》		埼玉	中中	年度	別進品	路先数	(8	1000	₹)(45	484		= -	>) A一地区) A一地区 B—J) A一地区 B一地区外	地区 B—地区外		-		25 X	No. 311 27 CE 305	30 25 10 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	All 131 27 CT 1 300 (17.17)	All 131 27 CT 1 300 (17.17)
別 別 率 所 正 及 25 本 25 取 25 N 25 <t< th=""><th>=</th><th></th><th>る。</th><th></th><th></th><th>類</th><th>22</th><th>×</th><th>Ē4:</th><th>校</th><th></th><th></th><th>Ş</th><th>滭</th><th></th><th>Υ.</th><th>B):</th><th></th><th>B):</th><th>高校</th><th>高校小</th><th>高 校 小 進 </th><th>高校 小 進 期 各</th><th>高校 小 進 訓 各種 小 就</th><th>高校 小 進 訓 各種 小 就 家事</th><th>高校 小 進 期 各種 小 就 家事 小</th><th>高校 小 進 訓 各種 小 就 家事</th></t<>	=		る。			類	22	×	Ē4:	校			Ş	滭		Υ.	B):		B):	高校	高校小	高 校 小 進	高校 小 進 期 各	高校 小 進 訓 各種 小 就	高校 小 進 訓 各種 小 就 家事	高校 小 進 期 各種 小 就 家事 小	高校 小 進 訓 各種 小 就 家事
A 19.4 11.8 15.3 11.1 </th <th></th> <th>3</th> <th>至3</th> <th>18</th> <th>Bř.</th> <th>:-:</th> <th>颈</th> <th>;;;</th> <th>%:</th> <th>₹</th> <th></th> <th>T. 4</th> <th>₽</th> <th>塔</th> <th>54</th> <th></th> <th>Η</th> <th>Η</th> <th>T.</th> <th>Ħ</th> <th>章 章 校</th> <th># #:</th> <th>章 章 校</th> <th>計算校学校計職</th> <th>部 部 校 学校 計</th> <th>計算校学校計職</th> <th>計 計 校 学校 計 職 その他</th>		3	至3	18	Bř.	:-:	颈	; ;;	% :	₹		T. 4	₽	塔	54		Η	Η	T.	Ħ	章 章 校	# #:	章 章 校	計算校学校計職	部 部 校 学校 計	計算校学校計職	計 計 校 学校 計 職 その他
B 34.7 6.4 11.1 9.6 <td></td> <th></th> <td>></td> <td>19.4</td> <td>11.8</td> <td>15.3</td> <td>11.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>57.6</td> <td>12.1</td> <td>0.3</td> <td></td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.1 16.6</td> <td></td> <td>16.6</td> <td>16.6 74.2</td> <td>16.6 74.2 9.2</td> <td>16.6 74.2 9.2 0.6</td> <td>16.6 74.2 9.2 0.6 9.8</td> <td>16.6 74.2 9.2 0.6 9.8 13.1</td> <td>16.6 74.2 9.2 0.6 9.8 13.1 2.8</td>			>	19.4	11.8	15.3	11.1						57.6	12.1	0.3		4.1	4.1	4.1 16.6		16.6	16.6 74.2	16.6 74.2 9.2	16.6 74.2 9.2 0.6	16.6 74.2 9.2 0.6 9.8	16.6 74.2 9.2 0.6 9.8 13.1	16.6 74.2 9.2 0.6 9.8 13.1 2.8
āh 32.8 7.1 11.6 9.8 <td></td> <th>==</th> <td>₿</td> <td>34.7</td> <td>6.4</td> <td>11.1</td> <td>9.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> <td>62.0</td> <td>.19.2</td> <td>2.4</td> <td></td> <td>4.4</td> <td>4.4 0.7</td> <td>_</td> <td>0.7</td> <td>0.7 26.7</td> <td>0.7 26.7 88.7</td> <td>0.7 26.7 88.7 2.4</td> <td>0.7 26.7 88.7 2.4 0.6</td> <td>0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0</td> <td>0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0 6.9</td> <td>0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0 6.9 1.3</td>		==	₿	34.7	6.4	11.1	9.6					0.2	62.0	.19.2	2.4		4.4	4.4 0.7	_	0.7	0.7 26.7	0.7 26.7 88.7	0.7 26.7 88.7 2.4	0.7 26.7 88.7 2.4 0.6	0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0	0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0 6.9	0.7 26.7 88.7 2.4 0.6 3.0 6.9 1.3
A 31.6 13.7 0.6 5.6 0.9 0.09 E B 43.0 12.5 0.04 0.2 2.0 0.4 0.09 B 41.6 12.6 0.04 0.3 2.5 0.4 0.08 A 41 27.5 3.0 7.7 4.3 2.9 0.5 0.08 B 31 38.7 9.4 5.6 5.0 1.0 0.2 0.04 C 11 37.3 9.8 5.9 4.9 1.2 0.2 0.04	, ;		=	32.8	7.1	11.6	9.8					0.2	61.4	18.0	2.2		4.4	4.4 0.7	4.4	4.4 0.7	4.4 0.7 25.6	4.4 0.7 25.6 87.0	4.4 0.7 25.6 87.0 3.2	4.4 0.7 25.6 87.0 3.2 0.6	4.4 0.7 25.6 87.0 3.2 0.6 3.8	4.4 0.7 25.6 87.0 3.2 0.6 3.8 7.7	4.4 0.7 25.6 87.0 3.2 0.6 3.8 7.7 1.5
k B 43.0 12.5 0.04 0.2 2.0 0.4 0.09 #f 41.6 12.6 0.04 0.3 2.5 0.4 0.08 A #f 27.5 3.0 7.7 4.3 2.9 0.5 0.0 B #f 38.7 9.4 5.6 5.0 1.0 0.2 0.04 A #f 37.3 9.8 5.9 4.9 1.2 0.2 0.04	3		>	34.6	13.7		0.6	5.6	0.9				55.4	24.9	5.3	~		0.6		0.6	0.6 30.8	0.6 30.8	0.6 30.8 86.3	0.6 30.8 86.3 0.3	0.6 30.8 86.3 0.3 0.3	0.6 30.8 86.3 0.3 0.3 12.1	0.6 30.8 86.3 0.3 0.3 12.1 1.2
		*	В	43.0	12.5	0.04	0.2	2.0	0.4		0.09		58.0	25.6	5.7	7	7	7 0.9		0.9	0.9 32.1	0.9 32.1 90.2	0.9 32.1 90.2 0.3	0.9 32.1 90.2 0.3 2.1	0.9 32.1 90.2 0.3 2.1 2.4	0.9 32.1 90.2 0.3 2.1 2.4 6.6	0.9 32.1 90.2 0.3 2.1 2.4 6.6 0.7
A 計 27.5 3.0 7.7 4.3 2.9 0.5 B 計 38.7 9.4 5.6 5.0 1.0 0.2 0.04 合 計 37.3 9.8 5.9 4.9 1.2 0.2 0.04) 2		=	41.6	12.6	0.04	0.3	2.5	0.4		0.08		57.7	25.4	5.7	7	7	7 0.9		0.9	0.9 32.0	0.9 32.0 89.7	0.9 32.0 89.7 0.2	0.9 32.0 89.7 0.2 1.9	0.9 32.0 89.7 0.2 1.9 2.1	0.9 32.0 89.7 0.2 1.9 2.1 7.3	0.9 32.0 89.7 0.2 1.9 2.1 7.3 0.8
B \$\frac{3}{2}\$ 38.7 9.4 5.6 5.0 1.0 0.2 0.04 \(\text{c} \) \$\frac{3}{2}\$ 37.3 9.8 5.9 4.9 1.2 0.2 0.04		>	=	27.5	3.0	7.7	4.3	2.9	0.5				55.8	18.9	2.9	9	9 2.1	2.1 0.3	2.1	2.1 0.3	2.1 0.3 24.2	2.1 0.3 24.2 80.0	2.1 0.3 24.2 80.0 4.6	2.1 0.3 24.2 80.0 4.6 0.5	2.1 0.3 24.2 80.0 4.6 0.5 5.1 12.8 2.1	2.1 0.3 24.2 80.0 4.6 0.5 5.1 12.8	2.1 0.3 24.2 80.0 4.6 0.5 5.1 12.8 2.1
fit 37.3 9.8 5.9 4.9 1.2 0.2 0.04		i	240	38.7	9.4	5.6	5.0	1.0	0.2			0.09	60.0	22.3	4.1	-	1 2.2		2.2	2.2 0.8	2.2 0.8 29.5	2.2 0.8 29.5 89.5	2.2 0.8 29.5 89.5 1.4	2.2 0.8 29.5 89.5 1.4 1.4	2.2 0.8 29.5 89.5 1.4 1.4 2.7	2.2 0.8 29.5 89.5 1.4 1.4 2.7 6.8	2.2 0.8 29.5 89.5 1.4 1.4 2.7 6.8 1.0
		3>	210	37.3	9.8	5.9	4.9	1.2	0.2			0.08	59.3	21.8	3.9	ဗ	9 2.1	⊢-	2.1	2.1 0.8	2.1 0.8 28.7	2.1 0.8 28.7 88.0	2.1 0.8 28.7 88.0 1.7	2.1 0.8 28.7 88.0 1.7 1.3	2.1 0.8 28.7 88.0 1.7 1.3 3.0	2.1 0.8 28.7 88.0 1.7 1.3 3.0 7.8	2.1 0.8 28.7 88.0 1.7 1.3 3.0 7.8 1.2

×	语言	Ξ	*	· 声:	ΞΞ	7	徭
⇒ ==	χ.	93 <i>f</i>	2	χ.	J: {{		J₽
 963	· ·	509	 688	3336	f 3552	****	〔2表〉
		-2	<u>8</u>	31	83	オールに	_
812 84	102	8	<u>ه</u>	-8	- 6	6 2 2 2 2 2	449
ట	6.6	6.	-	93.8	92.2	+ 	ω
			ហ				Ш
			<u>ი</u>	<u> </u>	6		II
器	8	35	3679		8		핸
33.8	39.7	28.5	S.4	Ж Э	50.7	学通科選学来	業校
8	·	62	394	16	378	* * H	古湖
6	4-	~	78	60	18	平 26 SS	•
3	ω	5	78	23	55	型 総 章	鋁斯
ဃ	ဃ	·	23	23	•		38
			7		7		基码
6	-	5	33	ವ	10,	金をの他	新
છ	=	79	603	35	468	(全日制進学者の) を そ 合 等 工 の 通 業	避統計
302	≅	Ξ	1787	93	35		_
62	٠	29	103	2	101	☆ = ☆	₹
65	19	40	181	80	101	2 私商業科	
2	2	٠	35	35	•	家庭科	加丁推進校34校
	2	2	9	8	1	・高様・その他	菍
88	211	≅	2115	1118	997	平字	\$
=	46.	8	8	æ.5	88	私立進学來%	
_			7	-01	-	対 分 策 戸	
						美調学校	
ಜ		27	122	8	82	22定時制進宗治教	
20	6	=	78	ဆ	45	二 等 通 科	
9		9	32	_	32	以 : 紫 科	
			=	c٦	6		19
			-	_		農業科・その他	1976年8月1日
19	ω	16	82	24	58	対数しているもの	
=	ω	œ	37	16	21	3年5年5年6年8	_
5		Çı	8	_	7	空 森 空 쁯	_
ω	2	-	6	5	-		
ω	_	2	19	6.	13	のは、自宅時間の、「はではり」(は、「本事を合し)と、「本事を合し)	法
			. 2	2		> 希護学院	ij
20	-	19	63	ហ	58	ひ 別 豊 輝 公	Ξ
27	19	&	99	63	30	4各種学校のみ	
61	23	32 32	163	70	ಜ	5数 戦 の み	1
∞	44	4-	30	17	13	6 左欄に該当しないもの	F35
533	272	261			_	湖路解放銀空金叉給省数	3
_						おかいてとなっていることのよう	大阪府同和教育研究協議会·進路專門委員会
5	14	31			_	部落解放就職支援企受結告	•
285	143	142				中学友の会活動に参加しているもの	温逝
159	95	22				高校友の会活動に参加しているもの	*:
	5 27	4 21				高校解放併に参加しているもの	1
8						36.0	1
42	22	20				文部青年部活動に参加しているもの	沙

また、埼玉では、各々19・4%、34・7%となっており、 局、10数%の格差となっている。 摘した男子生徒の普通科への進学率である。男子の普通科 合に共通して、注目しなければならないのは、さきにも指 校に入学が増えているのである。しかも、 への進学率は、地区生徒28・5%に対し、 とれは、大阪だけの例であろうか。埼玉の場合を示し 以上を通してあきらかなように、 22・2%の格差にもなっている(大阪)。 しかも、私立の普通科の格差もあり、結 いずれの場合も二倍に近い格差と やはり、公立普通科の場合、10% そして、 高校進学は上ってきて 大阪・埼玉の場 地区外生徒は、 その分だけ実業 93.1 91.3 -88.8 87.3 県平均 84.2 84.8 81.1 75. 80.6 地区平均(県全体) 59.3



高校へ進学しても、 ないであろう。学力の不振と生活の不安定さは、せっかく 中退者が多いということに示されてい

あきらかとなっている。

とうした進学率の格差を生みだしている最も大きな原因

学力の不振と生活の不安定さに求められなければなら

ランクづけされている高校へ地区生徒がいっている状況が

いるが、依然として格差はあり、しかも、

社会的に低位に

なっているのである。 15・3%の格差があり、 50・7%となり、

〈第3表〉 熊本県の卒業者の進学率と就職の状況

第4

麦

都道府県別の高等学校等への進学率の推移

(50年度わが国の教育水準より)

60

50

80

同和地区 303名 地区外 5.016名

4 % 1972年 (1) 6 % 同和地区 (T) 1% 24% 276名 (1) 2% 地区外 (ウ)13% 4,723名 1973年 (1) 1% (X) 1% 同和地区 23% 307名 (1) (ウ) 地区外 2%-11% 5,534名 ウ,就職 I, 自 営 昭和50年 lÓÕ 広島,東京,富山,石川、岡山 香川,山口,兵庫,長野 (注1) 90 京都,大阪,富山,岡山,香川 宮城,熊本,徳岛,栃木,茨城 兵庫,山口,長野,愛知,奈良 高知,北海道,長崎,宮崎,青

1971年

(<u>x)</u> 1%

(ウ)15%

(ウ) 30%

(1) 8 %

(7) 62%

(7) 81%

(7) 69%

(r) 85%

(r) 76%

(7) 87%

イ,各種学校

ア, 高校進学

昭和40年

広島,神奈川,香川

京都, 富山, 奈良

大阪,山口,岡山,山梨

福岡,兵庫,愛知,大分

100

東京

青森

(注) 1

森,秋田

岩手,福島

埼玉、福岡、福井、岐阜、群馬 静岡、大分、三重、愛媛、佐賀 千葉,滋賀,和歌山 沖縄

山形,新潟,島根,鹿児 岛, 宮城, 栃木, 徳島 高知,北海道,茨城,福島,熊

石川, 鳥取, 山梨

昭和45年

東京,広島,神奈川

本,宮崎,秋田,長崎

岩手, 吉森

鳥取,長野,石川 埼玉,静岡,佐賀,群馬,和歌山,福井,爱媛,千菜,岐阜,

北海道,三重,滋賀,山形,徳岛

島根、宮城、新潟、秋田、福島 高知, 栃木, 鹿児島, 熊本

茨城,長崎,宮崎,岩手

昭和50年の90.1~95.0%の府県 奈良,大阪,神奈川,鳥取,山梨,京都,埼玉,岐阜,福井,群馬,福岡,愛媛,山形, 佐賀,三重,滋賀,愛知,大分,和歌山,静岡,千葉,新潟,島根,鹿児島 各枠内の都道府県名は、進学率の高い順である。

い の子が同じく、 るいは学校をやめている。 した報告は、具体的なデ している(大同教通信 № ない 5 て、 大阪府教の調 が、 同じ傾向にあるものと考えられる。 べでは 「卒業して、 46.一九七七.一.二八)。 さらに、1年たてば、 タとして、 十分には 約 5 · 8

あらわ 以上のような傾向は、 れている。この点を次にみてみよう。 大学進学率に、 さらに は っ きり

通り、 け 較出来ない 京都市の場合33 における同和行政の概要、 京都市の場合は<第6表> 正確な数字が分らない く注意してみると、 て 実は、我々が現在入手している資料は多くの欠陥があり、 65 支度金をもらっ 、るの 中卒就職者が含まれて ほぼ全国平均と同じである。 卒者の進路の状況はどうなっているのであろうか は、 のである。 . 高卒者のうちで無業者の割合が地区生徒は 5%となっており、 て 一つは、 しかし、 のが卒直なところである。 、ない生徒は含まれてい 昭和四九年)。 である(京都市民生局、 地区総数は支度金受給者であ この資料ではっきりと裏づ ることで、 ところが、これは、 これは〈第6表〉の これによると、 文部省統計と比 な 13 たとえば 京都市 0 ニっ

があり、

県の中では約14%の格差となっ

ている。

しかも、 少し

格差

女子の進学率

大学全体の進学率で全国平均と10%

れでみると、

れは、四九年度卒業生であるから全国では、

が低い

地区生徒は四年制大学への進学が低いこと、

表>のように、

地区生徒の大学進学率は15%にな

り

 \sim

は

10

%前後し

か

行

っ

て

6)

な

6)

のである。

欠陥 との

をもって 徳島の場合も、 ことが特徴となっ

いる。

従って、

この点を考慮すれば 中卒就職者が含まれ

△第 四年

8 な

て

しい

総数は、

ている

府全体の統計の三~四倍の割合で)職をかえ、 進路の変更を余儀なくされている。」と報告 9%の子が 確認され とう 8 % ゔ あ

となっ

て、

就職率が地区生徒の場合62

9

%と地区外の倍

生徒は、

ゆる大学浪人が大多数を占めているものと推測され、

もの格差があるということである。

この無業者とは、

わ

3

6

%であるのに対

地区外生徒は

24

9

%と約七倍

きらめるという実態があることを示してい

大学を出来ない時は就職し、

大学へ行くことをあ

地区

. る。

それが原因

近い数字となっているわけである

(m) 高卒者の進路-- 半分以下の大学進学率 では、

とも注意しておきたい

0

次に、

徳島の場合をみると<第7表>

の通りである。

35%である。

ح

方法で計算し直すと、

大学進学率は22・2%となる。

し

₽́

その中味につ

Ų١

てみると、

国公立は2%未満である

ح か には、

二五二人であり、

これを母数とし

文部省統計と同

ところで、

京都市の四八年度卒業年度が中学校卒業の時

同和地区(48年度卒業生)

総数

167人

105人 62.9% 進

大学・

短大等

50人

29.9%

学

省

56人

33.5%

無業者・その他分

3.6%

就

職

1

べ 進路保障第八号参照)。 4年制だけでみると10数%の格差となっている(兵同教調26%程度となり、全国との格差はやはり10%以上となり、をもっている。すなわち、母数を3年前の卒業者でわるとをもっている。すなわち、母数を3年前の卒業者でわると、人庫の場合、一九七〇年度大学進学率は32・5%となっ

かならないことも指摘しておかなければならない。学進学率は<第10表>の通り37・8%であり、やはり2倍との調査は、一九七五年の調査であり、この年の全国の大の調査は、一九七五年の調査であり、この年の全国の大

全国の進学率の%に近いわけである。 事実、鳥取県の場合には<第11表>の如く13%であり、

それが推量通りであるとすれば、大学進学率は地区外の約にの点を、さらに調査していくことが重要であるが、もし、こと、③国公立大学は1~3%程度、浪人が圧倒的に少ないないが、推量するのに①大学進学率は、15~20%前後でいないが、推量するのに①大学進学率は、15~20%前後でいないが、推量するのに①大学進学率は、15~20%前後でいないが、推量するのに④大学進学率は、15~20%前後でいないが、推量するのに通い大学進学率は明確につかみえて以上のように、高卒者の正確な数字は明確につかみえて以上のように、高卒者の正確な数字は明確につかみえて以上のように、高卒者の正確な数字は明確につかみえて

るのである。学率の格差として、今日現象しているという仮説も成立す学率の格差として、今日現象しているという仮説も成立すとになる。かつての高校進学率の格差よりもひどいというと水準でいうと、十~二十年前の格差よりもひどいということになり、かつての高校進学率の半分以下から殆ということになり、かつての高校進学率の

はお、この部落の進学率の低さの問題は、今日の大学のなお、この部落の進学率の低さの問題は、今日の大学のをこれであることと、実は内的に結合していると考えられるのである。詳しいデータがないのであるが、官制資料によって、る。詳しいデータがないのであるが、官制資料によって、る。詳しいデータがないのであるが、官制資料によって、る。詳しいデータがないのであるが、官制資料によって、ると、高所得を占める上位20%の家庭が、大学進学率で50%をこえており、上位40%の所得家庭が、わずか28・2%しか進をこれており、上位40%の所得家庭が、わずか28・2%しか進をこれである。

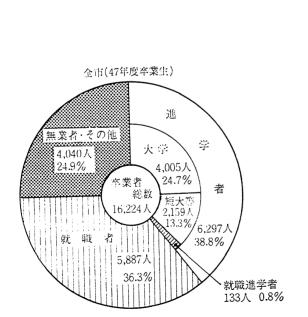
部省学生生活実態調査) おもちろん、大学に進学する世代の家庭は、所得が高いわもちろん、大学に進学する世代の家庭は、所得が高いわらちろん、大学に進学する世代の家庭は、所得が高いわ

のべておきたい。というのも、部落の経済的水準を示すもとの傾向の集中的表現が部落の進学率の低さであることをとの傾向は、年々つよまっていることが指摘されており、

おり、住民税所得割課税世帯は75・1%である。ところが非課税世帯、住民税均等割のみの家庭が24・9%となってている<第13表>。これをみると、生活保護世帯、住民税のとして、総理府の調査で所得階層分布を次のように示し

〈第6表〉京都市昭和48年度高等学校卒業者進路状況

就職進学者 6人 3.6%



なおして頂くとどうなるであろうか。 この状況を念頭において、もう一度、<第12表>を読み部落の場合には、各々55・7%、44・3%となっている。

つまり、部落の場合には、半分以上が<第12表>の第1

11 部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

〈第10表〉	大学・	短大	への進学卒(浪人を含む)	(1945年3月)

年 度	8†	大 学	短期大学
1055	%	- %	%
1955	10.1	7.9	2.2
1960	10.3	8.2	2.1
1965	17.0	12.8	4.1
1966	16.1	11.8	4.3
1967	17.9	12.9	5.0
1968	19.2	13.8	5.4
1969	21.4	15.4	6.0
1970	23.6	17.1	6.5
1971	26.8	19.4	7.4
1972	29.8	21.6	8.2
1973	32.2	23.0	9.1
1974	34.7	24.7	10.0
1975	37.8	26.7	11.0
1			

(注) 選学年=大学・短期大学の入学者数 3年前の中学校卒業者数×100(「教育年鑑」より)

〈第11表〉鳥取県高校卒業者の進路

	中卒のと きの生徒	短大	4 年 制 国立大学	未定(浪 人など)	就職	専門学校	4 年 制 私立大学	その他	ät
出身生徒	595	31	9.	23	321	44	36	26	490
一般地区	9,235	1,053	427	不詳	不詳	1,046	1,374	不許	
āt	9,830	1,084	436	"	"	1,090	1,410	"	8,934

〈第12表〉家計の収入階級別学生数の比率(大学昼間部74年11月現在)

区	分	第 I	第	I	第	II	第	IV	第	V
	24	~1,331千円	1,331~1	.767千円	1,767~2	,246千円	2,246~3	,000千円	3,000	~千円
国	立	14.4 (19.7)	11.2 (18.1)	16.0	(14.6)	24.3	(19.6)	34.1	(28.0)
公	立	9.3 (14.4)	9.7 (17.5)	14.3	(12.9)	21.0	(21.4)	45.7	(33.8)
私	立	6.1 (7.9)	6.5 (12.3)	11.6	(13.0)	21.2	(20.4)	54.6	(46.4)
平	均	8.0 (10.5)	7.5 (13.7)	12.6	(13.4)	21.8	(20.2)	50.1	(42.2)

(注)カッコ内は1972年度。(教育年鑑より)

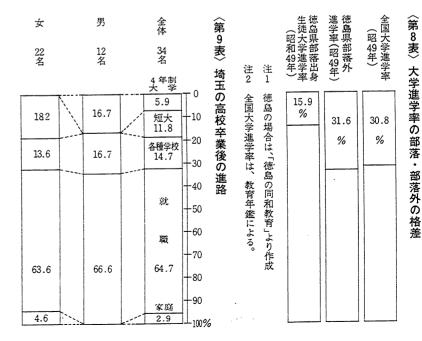
〈第13表〉所得階級別分布

	间 和	地 区	全 国
	世帯数	割 台	割合
	世帯	%	%
総 数	386,992	100.0	100.0
生活保護世帯	37,020	9.6)
住民税非課税世帯	45.722	11.8	8.1
住民税均等割のみ課税世帯	132,935	34.3	16.8
住民税所得割課税世帯	171,315	44.3	75.1

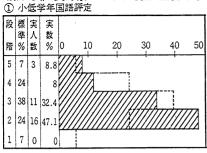
	卒業		(<i>t</i>	人人	: 学	: 進	学者	音	Œ	3)短	大流	生学	者	(A) +	高鄭	校蝌	総	進学率%		種学校	交進学	者	各種学校進学	〈第7表〉
	生数			国立	公 立	私立	小計	計	国立	公立	私立	小計	計	(B)		計	枯	%	·国公立	私立	小 計	計	率 %	。 昭和49年度徳島県の高等学校卒業生進路状況
同		_	男	11		33	44	61					28	89					3	6	9	23	5.96	49 年
和地	386	部	女		1	16	17	(15.8) %		2	26	28	20	03			04	24.35	5	9	14	ω	5.50	度 徳
地区生徒	300	=	男			1	1	,	3			3		5			34	24.33						島県
徒		部	女					1		1		1	4	3										の高
同和		_	男	325	24	1,276	1,625	2,571 (25.7)	25	4	31	60	1 004	3,655	23	70			87	189	276	792	7.93	等学
地		部	女	213	24	709	946	11 1	2	8	1,014	1,024	1,004	5,600	47		3,815	20 10	191	325	516	132	7.30	私卒
区外生	9,992	=	男	1		6	7	8	47	6	4	57	82	90			3,013	30.10				15	0.15	誕生
生徒		部	女	1			1	°			25	25	02	30					10	5	15	13	0.13	進 降 路
61	10,378	:	男	327	24	1,316	1,677	2,641	75	10	35	120	1 109	3,839	23		3,909	37 66	90	195	285	830	7.99	見状 学況
έl	10,370	3	女	214	25	725	964	2,041	2	11	1,065	1,078	1,190	5,009	47	10	5,303		206	339	545	۵۰۰	1.33	除 く)

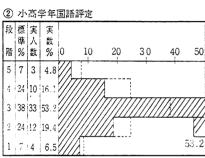
(注) 欄中の一部は昼間部、二部は夜間部を意味する。

(徳島県の同和教育、徳島県教委発行S 50.9より)



〈第14表〉長野県における地区・生徒の学力





⑤ 小高学年算数評定

実数%

10

4 24 11 17.7

3 38 30 48.4

2 24 14 22.6

5 7 2

1 7 5 8.1

③ 中学国語評定

③中学校では、国語・社会・数学・

理科に続いて英語も同

0

が出てきている。

理科の落ちこみが顕著になる。

音楽・体育に優れ

たも

様な落ちこみを示す。音楽・美術・保体・技家の各教科

は優れたものが出ている反面、落ちこみの傾向も出てき

て、

格差が顕著にあらわれている。

②小高学年では、

小低学年と同じ傾向を示すが、

特に社会

ている。標準検査の結果と符号する。

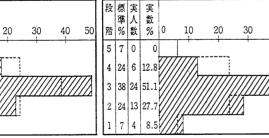
立ち、

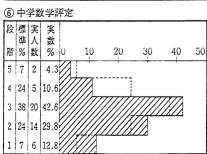
5・4の段階が少なく、

2・3の段階が多くな

っ

40 50





51,1 ④ 小低学年算数評定 標 実 実数 % O %数 階 10 30 50 20 40 5 7 2 5.97 24 4 11.8 38 13 38.2 2 24 14 41.1 2.9 1

①小低学年では、国語・社会・算数・理科の落ちこみが目

めには、 にごし、 解釈し、 では 分類の中に入り、 するのかの如き政策を行なっている。 然といえよう。 当然である。結果として、 に平等な教育は、実は不平等を生みだすのは、あまりにも に経済的低位性だけではなく、識字学級にみられるように、 るのである。 であり、 るのである。第1分類(下位20%)の家庭の進学率は8% なっているのであろうか。 「文化」「教育」を奪われてきた歴史がある以上、 すでにのべた如く、 3 次に、 「教育の状況は、 答申は、学力の状況について次のようにのべた。 ないかという点を指摘したわけであるが、 ٠ ز 部落の進学率は10%程度ではないかとも考えられ 学力対策をやらず、それで教育の機会均等が実現 学力の問題を検討しよう。 単に奨学全対策のみで(しかも不充分な) 進路における問題点は、 学力の現状を明らかにして おかなければ ならな 二、学力の問題 しかも、 あとの半分弱が第Ⅱ分類以上を占めて 学校教育においての児童・生徒の学業 文部省は答申や長期計画を恣意的に 周知のごとく、 教育の閉鎖性が進行するのも当 学力の問題と関係するの との点を批判するた 部落の場合には、 実際にどう お茶を 形式的

> 学校いずれの場合も全般的にかなり悪く、 上に属するものもいるが大部分は中以下である。」 る」「学校教育における児童・生徒の成績は、 不振と社会教育のおくれ、同和教育の不振等が目立ってい 全体的にみると 小学校・中

しい

である。 これは、 答申審議会教育部会・調査部会を要約したもの

(1)長野県の場合

名を調査し分析したのが して」としてまとめられている。 長野県の推進教員が中心となって、 「部落の児童・生徒の学力を調査 小 ·中学生百四十三

ら3へ移動している傾向もある。 般に学力が低位になる傾向がみられるものの、 では、国語・算数ともに五段階評価にわけると2段階が多 低いままになっていることがはっきりしているが①低学年 しかも1・2が多く傾向がみられる。 と国語・数学とも5・4が少なくなり、 なると低学年に比べて、 まず、国語と算数(数学)をみてみると、 調査者は、 1と4の段階のものが少なくなっている。 国語について「聞くことはよいが、 1と3の段階の者が多くなり、 ③しかし、 1・2・3がふえ、 いずれも学力が 中学生になる 一部は2か ②高学年に 書く 力が 全

べている。 劣っている」 とのべている。 また、全般的に次のようにの

> . 55 ≀ · 65 以上

64

44.7点

48.7点

≀

54

80名

725名

%

/ss

25 35 ≀ 45

2

34

一同和地区

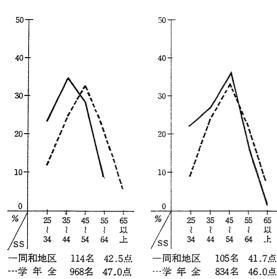
---学 年 全

国

語

年

5 年 国 語 6 年 玉 語



(「部落を解放する教育の創造のために」より) 認したうえで指導過程を考えるべきであろう。 は中学・高校でのとりくみの無用をいっている ので はな ところで、こうした現状を子ども自身がどうとらえて 学力問題がことまで深刻になっていることを我々は確

い

るかを調べたものがある。次に、これをみておこう。 「ついていけない」ことを自覚している生徒

福岡の場合―

書運動実態調査報告書」がそれである。 ているかを調査したものがある。筑紫野市の「同和教育白 きらかとなったが、次に、子ども自身がこれをどうとらえ お部落の子どもが低学力のままに放置されていることがあ 以上において、 限られた資料からではあるが、 今日、

ある。 が結局ついていけないと考えることになる。 純に加算することができないが、 ことがあきらかである。 %のものが考えているのに対し、 者は小学校ですでに「勉強がついていけなくなった。」と50 おそるべきというのは、 ・8%の地区生徒が「ついていけない」と考えており、単 これによると、 これは、きわめておそるべき事態というべきであろう。 すでに、小学校で「分からない」と思わされている <第17表>にあきらかな如く、 全小連の調査によると1~3年間 しかも、そのうえに中学生でも36 小・中合わ 地区外生徒は22・ せて 地区出身 86 4 %で

④学年が進むに従って、1の段階が多くなっており、 あらわれている。 校では社会・数学・英語のほか、保体にその傾向が強く

低位におちていくという現状を打破出来ていな ⑤予想に反して技術家庭の評定があまりよくない。 以上のように、部落の子どもの学力は学年進行と共に、 のであ

地区外生徒との比較―熊本の場合-

るといえよう。 の格差は基本的に同じような傾向であらわれている。つま ではっきりと格差がつき、中3でややちぢまっているもの たものが<第15表>である。これによると、 本の実態調査がある。その調査の中で国語について集計し さて、 これは、下田川の調査でも同じ傾向を示しているが、 小学校時代の格差が中学・高校を通してあらわれて 次に地区外生徒との比較を試みた調査として、 小学校4年次 4

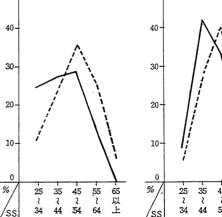
大きな役割を果しているといえよう。もちろん、 るとしても、以上の点からも小学校教育の格差がきわめて にもあらわれている。 にわけると、下位の①と②が61・25%を占めるということ 年だけの国語をみると第十五表にみるように学力を5段階 いうまでもなく、 格差だけを問題にすることは問題であ とのこと

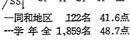
> 中. 1

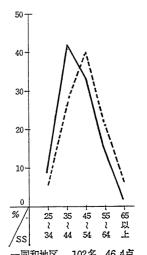
50

文文

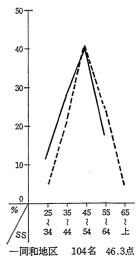
〈第15表〉熊本の地区と地区外生徒の比較 国 中 2 玉 語 中 3 語 国







一同和地区 102名 46.4点 ---学年全1,959名 40.0点



---学年全2,306名 49.8点

b指導についていけなくなった学年率

部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

〈第18表〉学力不振の実態(C中学校/昭47)

国	語	学力を	不振児一般	地区同和地	区百分率	
	1 😩	学 年	2 =	学 年	3 ≜	学 年
	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区
2年程度	0%	1.6%	1.3%	4.4%	1.1%	0%
4年程度	13.3	24.2	15.1	20.0	8.8	7.7
6年程度	21.3	38.7	27.4	35.6	17.5	7.7
計	34.1	64.5	43.8	60.0	27.4	15.4
算.	数	学力さ	下振児一般 :	地区同和地	区百分率	
	1 =	全 年	2	产 年	3 🖹	年
	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区
2 年程度	0%	1.6%	0%	2.2%	0%	1.5%
4 年程度	29.3	33.9	17.8	33.3	17.6	20.0
6年程度	45.3	64.5	4.6	53.3	40.7	46.2
計	74.6	100.0	22.4	88.8	58.3	67.7

に地区生徒は小学校の力をもっていないものが、 資料がある。下田川のC中学での調査である。 これによると地区・地区外とも大きな問題があるが、 64 5 %

特

中学校 小学校 4年 中学校 〈地 区〉 〈地区外〉 a勉強がついていけなくなったという感じ <第17表> ① 8.84% 1 -1:0 ある 22.50 2 29.7 あ % 36.8 22.4 % -20 33.9 る % 2 % -30 50 38.75 (地区外) (地 -40 % な % 区 -50 63 34.4 % -60 77.6 70.3 な 3 63.2 77 25.00 -70 % 23.57 % -80 50 % % 4 13.75% 8.00%

の間に

15

.

4 %

4~6年の17

8%の生徒が分からなく

なっており、

27・8%が学習についていけないとして「三割教育」とし

国民教育研究所の調査でも(小六・中一対象)

な数字であるが、地区生徒は50%となっているのである。 ているのだが、この福岡の場合には地区外は今日の平均的

そこで、

中学校がどの程度の力をもっているかを調べた

学力不振の程度

学 生 中・学 生 小 学 年 地 区 地 区 地区外 地区外 低学年 8.3 5.3 2.8 5.5 中学年 26.3 15.0 10.6 14.9 5.3 12.0 高学年 16.6 6.6

生 中 学 生

学 小 学 年 地区外 地 区 地 区 地区外 1 年 8.3 _ 0.6 1.1 2.2 2 年 5.3 4.4 6.9 3 华. 8.3 5.1 15.8 4 华 5.5 10.5 8.0 6.7 7.3 5 年 8.3 5.9 4.7 6 年 8.3 5.3 0.7 合 計 29.7 50.0 22.7 36.8

100=272人 100=19人 100=12人 100=465人

ては、同報告書は分析していないが、少なくともはっきり していることは小学校でつけられるべき力が、 いないが、学年が上ると国語では小学校の力をつけている (国語) 10% (算数) となっており、 算数では基本的に克服されていない。その原因につい その力がつけられて

場合についていないということであろう。

地区生徒の

低学力を再生産させられているのである。 別の教育は、何よりも地区生徒に重くのしかかっており、 達可能性を奪っていることを示している。 疑えないところである。 に学力保障がなされていないことにその原因があることは さて、すでにあきらかな如く進学率の低さは、 いうまでもなく部落の子どもの発 今日の差別と選 あきらか

こうした地区生徒に同情が必要なのでなく、具体的なこう を整備されなければならないのである。 した現状を克服していく取り組みが必要であり、 という思いの中で、 に、砂をかむおもいで学校に行き、そして「学校がこわい」 っきりとした格差が生まれていることは、地区生徒がまさ しかも、低学力といっても小学校四年生以下でかなりは 生活していることがわかる。 その条件 もちろん

極めて総合的な対策が統一的に行なわれなければならな いことの事実をあきらかにしたこの現実の克服のためには 進学率・学力の問題で依然として格差がなくなっていな

が必要である。 教育行政の目的として、まず次の3点を確認させること

の実質的保障を行政の責任として保障すること。 一つは、憲法・教育基本法でのべている教育の機会均等

的平等」は、社会的差別がある限り不平等を生みだすこと 」を行うこと。 を認識させ、差別をうけている子どもには「手あつい教育 その保障のための施策の基本理念として「形式

件整備(たとえば、教育守る会・絵本をよむ会など地域の 育の方針を学校と家庭が一体のものとしてつくりあげる条 公的責任で保障させること)さらに、具体的に子どもの教 部落の親たちが奪われてきた教育を保障し、(識字学級を である。その際に、親の生活・労働条件の整備とあわせて 団体の教育機能のとらえなおしと条件整備)がどうしても 三つには、以上の二点と平行して親への対策を行うこと

> 域での位置づけも必要であろう。 との三点以外に、当然のことながら子ども会の学校・地

別待遇の防止に関する条件」や「国際人権規約」としあら り、一九六〇年にユネスコで採択された「教育における差 うととになっているのである。 は、すでにみたように客観的に「差別待遇」をうけており われている。だが、今日、日本において部落の子どもたち これらの基本視点は、今日では国際的な潮流となってお これを克服すべき「答申」・「措置法」もあと一年余とい

り方が問われているのであるが、このために、まず「答申」 かを検討しよう。 ・「措置法」などにおいて教育施策がどう位置づいているの そこで、一年余という中で改めて文部省の教育行政のあ

方針についての考察 同和教育行政の課題と施策の

っているのは、次のものである。 国・文部省として同和教育行政に関わる施策の基準とな 文部省として確認しているものは何

- (1) 「同和対策審議会答申」
- (口) 「同和対策事業特別措置法」

施行令

·三一 · 次官通達) 「特別措置法」の施行についての通達(一九六九 七

に対する要望事項について(昭和四七年三月二三日総審 (同)第一五号·第一六号) 同和教育に関する当面の指導指針並びに同和教育行政

(H) (Y) 同和対策長期計画

その他

るかをみることにしよう。もちろん、この中で、最も重要 な位置を占めているのは、「答申」であることは疑いえな 育行政の課題として、どのようなものが位置づけられてい いところであり、 さて、以上のような法律、または、通達の中で、同和教 まずこの点を確認しておこう。

「答申」での教育現状と行政課題の把握

部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

にみると上に 属するものもいるが 校・中学校のいずれの場合も全般的にかなり悪く、 としている。「学校教育における児童生徒の成績は、小学 同和教育の不振等がめだっている。」と全般的に把握してい る。学力の現状については、次のようにのべて行政の課題 学校教育における児童生徒の学業不振と社会教育の遅れ、 まず「答申」では、教育の現状について「教育の状況は 大部分は 中以下であ 全体的

する必要性を述べていると考えられるのである。 に放置されているという現状のうえに立って、施策を考慮 必要性を述べており、 は進路対策の必要性、三つは社会教育、子ども会の充実の ているのである。つまり、一つは学力対策の必要性、二つ 状把握にもとづいて、同和教育行政の課題・施策を確認し の現状についての分析は述べることとするが、こうした現 の「同和地区精密調査報告」にもとづいている。後に、こ 答申」の現状把握は、昭和三七年調査、および昭和三八年 しているが、なお格差が大きいことを述べている。この「 であるのに比べると半分以下である」と述べ、かなり向上 般地区の場合、親の層が30~40%、子どもの層が60~70% っては、高校卒以上が30%前後はある。しかし、これは一 が、今日では、旧中卒も15%前後があるし、子どもにいた かなり劣っている。たとえば、昔なら親の教育水準は小卒 層もかなり向上したが、しかし、一般地区と比べるとまだ らに、住民の教育水準については、「親の層も、子どもの か本人の学力不振によるものが多い。」 と述べている。さ の半分で30%前後である、進学率の劣るのは、家庭の貧困 地区ともに就職者が大部分であって、進学率は、一般地区 ・髙小卒がほとんどで、 進路の状況については、「都市的地区、農耕的 しかも、住民の教育水準が低いまま 旧中卒はき わめてまれであった

体的」の「四、教育問題に関する対策」で述べている。 さて、その施策・方針については「第三部同和対策の具

「基本方針」では、基本として二つのことが確認されて

同和地区の教育を高める施策を強力に高める」こと。 および、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして 一つは、「教育では、教育を受ける権利(憲法二六条)

動が積極的に全国的に展開されなければならない」ことで 二つは、 「個人の尊厳を重んじ合理的精神を尊重する活

ある」との位置づけを行っているのである。 そして、この施策は、「民主主義確立の基礎的な課題で

確認しておきたい。 との二つを基本方針とし行政施策の目標基準であることを この二つの基本方針は、不十分な点もあるが、ともかく

の具体的施策を学校教育と社会教育に分けて述べている。 不足と充実、④政府機関相互の連絡の調整を述べたあとそ の必要性、②教育行政機能の積極性、③同和教育指導者の 学校教育では、次の十頂点を確認している。 この目標基準達成のために、①同和教育基本方針の確立

同和教育の目標・方法の明示

学力の向上措置

- 進路指導に関する措置
- ď 保健衛生に関する措置
- e, 同和地区児童生徒に対する就学・進学措置
- 教員配分に関する特別措置
- h, g 教職員の資質向上、優偶に関する措置
- 同和教育研究所指定校に関する措置 学校の施設・設備に関する措置
- 同和教育研究団体に対する助成措置
- との十点の政策は、部落の子どもを解放の主体として、

のといえよう。 もとに行うことを述べていることは、きわゆて積極的なも さきに述べた「教育の機会均等の実現」という基本目標の のものを改める必要がある。しかし、この十点の施策が、 点もあり、根本的に、政府のすすめる「能力主義教育」そ どう形成していくかの施策や、地域との連携などで不備な

確認している。 次に、社会教育においては、団体的施策として次の点を

- 同和地区での青年、成人、婦人等の学級の開催
- 一般地区での同学級の開催
- c、同和地区での子ども会・青年団・ 育団体への助成、および連携 婦人会などの社会教
- 差別事件がおきたときの社会教育の実施

同和地区社会教育施設への専任職員の配置

- 資質向上のための資料作成・研修会
- 地区集会所の整備
- 集会所の設置費・事業費の国の助成
- 以上の十項目を施策として確認しているのである。 j、集会所の機能 との十項目も、われわれの側からいえば問題点もあるが、

県や市町村にまかせて、ほおかむりをきめこんでいる現実 責務」と述べ、結語においては、「国は、地方公共団体に る。すなわち、前文において「その早急な解決こそ、国の くとも国の責任がきわめて大きいことを述べているのであ については、後に詳しく分析するが、「答申」では、少な いう問題がある。というのも、国としてこれらの施策を府 きの特別の措置」を明示している。 助対象の拡大、補助率の高率、補助額の実費単価決定のと する国の財政的助成措置を強化すること」をうたい、「補 ところで、国・府県・市町村のどとが責任を負うのかと 同和対策事業の実施を義務づけると共に、それに対

部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

具体化されなければならないことを明示してい 教育・社会教育各十の施策は、政府をして行う施策として 従って、さきに述べた二つの基本方針にのっとり、学校 るの であ

> ての基本認識といえよう。 「答申」における同和行政の課題と方向につい

あることを述べているのである。

る。これが国・文部省をしての「答申」完全実施の態度で

把握と問題点 「特別措置法」・同施行令・長期計画で

業特別措置法」、 同施行令・さらに長期計画では、 うな認識となっていくのか。 ところで、この「答申」での基本認識は、「同和対策事 どのよ

として、第六項目として「之、対象地域の住民に対する学 掲げる事項について必要な施策を行わなければならない」 育の充実」を同和対策事業の目標として定め、それにより は、対象地域における生活環境の改善などとならんで「教 校教育および社会教育の充実を図るため、進学の奨励・社 っている。第六条では、目的の達成のため、「次の各号に の具体的施策のすべてを含むものとの解釈も可 能 行うものではなく、「 との規定は「進学の奨励」「社会教育施設の充実 」だけに 会教育施設の整備等の措置を講ずること」と述べている。 「住民の社会的・経済的地位の向上」をめざすことをうた まず「措置法」では、 第五条で、 同和対策事業の目標 -等」と述べているとおり、さき であろ

いるのである。)で」という限定つきだが、国の負担を%と第七条で述べてで」という限定つきだが、国の負担を%と第七条で述べてう。(なお、同法では、この事業について、「予算の範囲内

らかであろう。 との二つに限定していないことは、次のことからもあき

次の項目が決定されている。長期計画において当然のことながら、この二つに限定せず長期計画において当然のことながら、この二つに限定せずすなわち、この「措置法」に伴なって出された同和対策

一、同和教育推進地域の指定

二、高等学校等への進学奨励

三、同和教育研究指定校の充実

四、同和教育指導者の確保・研修等

五、地区住民に対する社会教育の機会の提供

六、同和地区集会所の整備等

長期計画は、いうまでもなく、「措置法」で規定する同長期計画は、いうまでもなく、「措置法」で規定するのであり、政府自身を決定しているのである。従って、この六つのが「答申」で述べている一○項目のうえに立って、上記のが「答申」で述べている一○項目のうえに立って、上記のが「答申」で述べている一○項目のうえに立って、上記のが「答申」で述べている一○項目のうえに対している。

大幅に後退しているのではないかともいえる。──ところで、この六つの項目は、「答申」の二○項目から

んらやっていないということになる。 本施策―とくに、教育の機会均等の実現のための施策はな ことは出来ない。従って、「答申」ののべている2つの基 文部省が①・②・③の施策を行っているとは誰も信用する が欠落しているわけである。しかし、同和行政からいうと では、⑤の教員優遇措置および、⑥施設設備に関する措置 ているともいえるが、曖昧にされている。結局、長期計画 活動を市町村教育委員会を中心として集中的に実施する。」 び長欠の解消ならびに、地域住民に対する啓発活動等の諸 生徒の学力向上・進路指導・学校保健衛生・生活指導およ の指定」の部分でとりあげ次のように述べている。「児童・ うちで①・②・③については、長期計画の中の「推進地域 ⑦研究団体の助成の七項目が抜けているともいえる。との ③進路指導、④教員加配、⑤教員優遇措置、⑥施設設備、 本方針の確立を除いた九項目のうちで、①学力、②保健、 また、④については、長期計画、第三項で部分的に述べ まず、学校教育では、財源のいらない(?)と思われる基

う操作によるものである。もう一つの操作は、推進地域の推進地域を一県一地域と勝手に決定し実施するというとい「措置法」の精神や法とは無関係に、長期計画の第一項の次の操作によってである。一つは、文部省は「答申」やとの秘密はどこにあるのか。事態は簡単である。

でまかしていることは明白である。 でまかしていることは明白である。 の機会均等の実現(学力対策の遂行など)が実現出来ず、かつけていなのである。一地域三十万円余でしかないのである。これで、「答申」でのべている基本方針である教育ある。これで、「答申」でのべている基本方針である教育ある。これで、「答申」でのべているのである。たとえば、の機会均等の実現―のた指定によって行うべき施策―教育の機会均等の実現―のた指定によって行うべき施策―教育の機会均等の実現―のた

いるという見方も出来るのである。があいまいにされているが、長期計画の第6項に含まれている集会所の運営費・事業費の補助、専任職員の配置などまた、社会教育の分野についていえば、「答申」でのべて

ければならない。さて、以上のような問題を考えるときに次の点を考えな

のように述べている。「同和行政の目標は、多年の差別ののように述べている。「同和対策審議会答申」では、次の計画をもっているということである。その結果、後に述っては、この「答申」や「措置法」で曖昧にされているが、同和対策事業の目標をどうとらえるかという問題がるが、同和対策事業の目標をどうとられてくるのである。ある。たとえば、大阪府「同対審」より以上の基本方針と施策申」において、内閣「同対審」より以上の基本方針と施策申」において、内閣「同対審」より以上の基本方針と施策申」において、内閣「同対審」より以上の基本方針と施策申」において、「答申」や「特別措置法」を運動の力で具体化させ

累積による同和地区の低位性を克服することを通じて、地 まず、なにをおいても一般行政の対象になりうる水準にま 措置法」が成立したことにみられるように、同和行政とい 不可能であった。第六一通常国会において「同和対策特別 で、同和地区と一般地区との社会的格差を解消することが 地方公共団体の行政のあり方では一般地区の処 理 の な か 区への差別を完全に解消することにある。従来の国および なければならない。それとともに、ここでとくに留意すべき で地区の立ちおくれを引き上げることは当然の施策と認め う特別な行政措置が要求されているのはその結果であり、 和地区のもつ社会的体質の伝統的な脆弱性によって、結果 る程度の段階に設定されるべきではないという点である。 ことは、同和行政の目標水準が一般的な生活水準を保障す 和対策においては、この点を十分考慮して、同和行政目標 差が再生産されることが予想される。したがって、府の同 においては、平均的な一般地区との間にふたたび社会的格 の行政水準を高ゆていく方向で努力することが 要望 さ 同和行政の推進を中心として一般スラムなどの底辺地区へ を現状において、可能なかぎりの高水準におくとともに、 一般的な生活水準程度への補償的な底上げであっては、同

この点については多分に論争的な課題であるが、教育の

える主観主義が生まれてくるのである。のように、格差是正をもとめること自体を誤りとしてとらう。その視点を確立しておかなければ、一部の人々の議論でおわるのか、根本的な対策にすすむのかが問題であ ろ場合に地区と地区外の格差を是正していく際に、単に対策

の問題点を次に検討することにしよう。府の場合はどうなっているかを通して、この同和教育行政でいるのかを次にみてみたい。そこで、まず具体的に大阪以上のような基本的なとらえ方は、具体的にはどうなっ

三 大阪府同和教育行政の概要

一、歷史的経過

はじまったといえる。
二年に大阪府の同和教育基本方針が出されてから本格的に放教育を求める粘り強い闘いの中から発展し、特に昭和四大阪府の同和教育行政は、部落解放同盟を中心とする解

○年に内閣「同対審答申」が出されてからは、「答申」完全実まきおこり、府下全域へと発展していった。そして昭和四億、差別教育反対の闘いとして大阪市内ブロックを中心に借之出支部のプラカード事件への闘いを契機に義務教育無大阪の解放教育闘争は長い歴史を持つが、昭和三三年の大阪の解放教育闘争は長い歴史を持つが、昭和三三年の

大阪府の同和教育行政は、この基本方針をよりどころと政施策の基本的方針を明らかにさせたのである。(注一)教育基本方針を出さしめ、同和教育の基本的な考え方と行教育基本方針を出さしめ、同和教育の基本的な考え方と行れ、昭和四一年に大阪市に、そして四二年に大阪府に同和施を要求する闘いが展開される中で再び教育問題が重視さ

等々の闘いの中で、量的にも質的にも飛躍的に発展した。四年の矢田教育差別事件、解放教育読本「にんげん」作成し、特に昭和四三年にまきおこった越境入学反対闘争、四大阪旅の同和参育行政は、この基本方象をよりとこれと

<第19表> 大阪府同和教育予算年度別一覧

. 昭	教育委員会	年度別
和	44,178	37
四四年	57,448	38
	62,752	39
以後	69,992	40
の主な	97,771	41
の主な事	134,977	42
事業項目をみると、	215,820	43
l 項 I 目	727,955	44
をみ	1,823,752	45
る	4,065,656	46
ると、ま	5,069,077	47
<u> </u>	5,288,087	48
が昭和	6,503,925	49
1,0	7,518,063	50
四	6,259,927	51

は必要悪だ。」として見過ごしてきた教職員の資質向上のた校友の会活動への助成もはじめて実施され、更には「越境同和教育の総合的な企画、調整を行うことになり、又、高年には大阪府教育委員会内に同和教育企画室が設置され、昭和四四年以後の主な事業項目をみると、まず昭和四四

めの予算も飛躍的に増大した。

され、 更には、 生し、それらの闘いの中で高校友の会活動の重要性が強調 進めるための教材づくりが真剣に要求され、解放教育読本 開始され、 に、高校における解放教育のとりくみを推進する諸施策が 進めるための教職員加配(同和加配)が飛躍的に増大した。 二参照)、又、学級定員引き下げと補充学級、促進学級等を 設設備事業貸付制度、プール建設補助制度が開始され(注 現の闘いがもえ上がった。そのための諸施策として学校施 要因であることが明らかにされ、校舎建設、三〇人学級の実 「にんげん」が完成し、府下全校に一斉無償配布された。 ふくむ小・中学校の教育諸条件の劣悪さが越境を生み出す 昭和四六年、四七年には、高校差別事件があいついで発 昭和四五年には、越境入学根絶の闘いの中から、 解放奨学金の増額、 友の会活動助成の増額ととも 差別教科書告発の闘いの中から、真の解放教育を 昭和四八年には、 高校教師の持ち時間軽減が実 部落を

議会への団体助成(四九年)、社会同和教育指導員制度がれ、子ども会指導者研修の充実とともに、子ども会連絡協放教育計画実現の闘い」が提起され、低学力、「非行」克服仮和四八年の部落解放同盟大阪府連第二○回大会で「解

はじまった。

る。 と、部落解放人材養成を軸としたとりくみが進められていと、部落解放人材養成を軸としたとりくみが進められている。 田本教育行政施策の 再点検

<第21表>の通りである。 以上の経過を各事業項目毎の年度別予算一覧表でみると

課	年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
別	項 目 小·中学校教員研修	80	80	80	150	150	 	 	160	160	335
	会及び指導者養成研究学校 -	120	120	120	120	120	820		820	320	900
	実 験 学 校 補 助 同和教育主担者	120	120	120	120	330	330	830	830	1,130	1,130
	活動旅費等 大阪府同和教育	 				330	300	300	300	300	300
指	研究協議会補助研究資料作成					-	300	300	300	300	300
	事業委託 同和教育資料等										700
導	の 作 成 同和教育副読本										100
	購 入 費 雇用促進連絡会					-					
第	議(中学校部会) 高校等進学										
	獎 励 金 義務教育特別					<u> </u>					2,440
=	就学奨励費										
	建 設 費			_							
課	学校備品購入費 補 助 教育困難校基礎										
	第 查 委 託 全国同和教育								300		
	研究大会補助									500	
	全国同和教育研究協議会分担金										20
	同和保育研究 集 会 補 助										
課別	年度 年度	42	43	44	45	46	47	48	49	50 (当初)	
	小・中学校教員研修 会及び指導者養成	665	913	1,025	1,291	1,329	1,405	1,545	1,869	1,968	
						000	200	1 100	- 050		
	研 究 学 校 · 実験学校補助	900	900	900	900	800	900	1,100	1,650	1,650	- 1
' [実 験 学 校 補 助 同和教育主担者	900	900	900	2,386	1,781	1,793	1,100	2,458	1,650 2,529	
	実験学校補助 同和教育主担者 活動旅費等 大阪府同和教育		-								
指	寒験学校補助 同和教育主担者 活動旅費等 大阪府同和教育 研究協議会補助 研究資料作成	1,540	2,110	2,180	2,386	1,781	1,793	1,989	2,458	2,529	
	実験学校補助 同和教育主担者 活動旅費等 大阪府同和教育 研究協議会補助 研究資料作成	1,540 300	2,110	2,180	2,386	1,781 2,200	1,793 4,000	1,989 4,500	2,458 7,533	2,529 8,500	
指導	実験学校補助 同和教育 動 店 面 動 所	1,540 300 300	2,110 500 100	2,180 1,000 400	2,386 1,000 400	1,781 2,200 400	1,793 4,000 400 2,700	1,989 4,500 400 2,835	2,458 7,533 400 3,642	2,529 8,500 0 4,003	
導	実験教育主要教補担者等育財 を	1,540 300 300	2,110 500 100	2,180 1,000 400	2,386 1,000 400 2,850	1,781 2,200 400 2,850	1,793 4,000 400 2,700	1,989 4,500 400 2,835	2,458 7,533 400 3,642	2,529 8,500 0 4,003	
	実験教育、 東教育來 東教育來 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大阪院在 大大阪府本 大大阪府本 大大ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計画時	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 和助~	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267	2,529 8,500 0 4,003 121,088	
導	実験和 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計画時	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 和助~ 299,707	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005	
導	実験教育主要 教育 大研究 教育主要 教育主要 教育主要 教育主要 教育主要 教育主要 教育主要 教育主要	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計詞時 318,436	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005	
導 第二	実験和	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計詞末記 318,436 41,375	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005 71,448	
導	実同活大研研・同の同議 を	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計詞末記 318,436 41,375	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961 19,036	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005 71,448 0	
導 第二	実同活大研研事 同の同購 雇賃高	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 計詞末記 318,436 41,375	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961 19,036	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005 71,448 0	
導 第二	東同活大研研事间の同購	1,540 300 300 215	2,110 500 100 150 42,386	2,180 1,000 400 2,550 67,788	2,386 1,000 400 2,850 77,817 91,407	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172 7,000	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 11;#]#1; 318,436 41,375 61,200	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961 19,036	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005 71,448 0	
夢 第二	実同活大研研事 同の同縣 鷹議高奨義就和動府協資業 育作 育八連校等 別 東部 地質 国宗院院院院院院院院院院院院院院院 育八連校等 別 東部 地質 国际 大連 特別 と 一次	1,540 300 300 215 15,309	2,110 500 100 150	2,180 1,000 400 2,550	2,386 1,000 400 2,850 77,817	1,781 2,200 400 2,850 37,128 234 101,693 38,172	1,793 4,000 400 2,700 40,995 234 计周末 318,436 41,375 61,200	1,989 4,500 400 2,835 55,262 234 加助~ 299,707 46,662	2,458 7,533 400 3,642 85,901 267 343,279 59,961 19,036	2,529 8,500 0 4,003 121,088 234 360,005 71,448 0	

〈第20表〉大阪府同和教育関係予算項目別・年度別一覧表

(単位 千円)

			,								
課別	年 度 項 目	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
総	同和教育担当 職 負 増 員										
務	同和教育企画室設置										
課	Ť.										
	府立学校教職員 研 修										
指	府立学校同和教 育 推 進 費										
	高校同和教育 研 究 会 補 助										
楽	高校研究推進校										
	同和教育主担者 活 動 旅 費 等										
第	同和教育資料 作 成										
	高校友の会活動 助 成										
	高校修学奨励生 研 修										
課	展用促進連絡会 議(高校部会)										
n.K	第 5 回 奨学生 全国集会補助金										
	2H										
課別	年度項目	42	43	44	45	46	47	48	49	50 (当初)	
総	同和教育担当職 員 增 員		1,895		3,007	2,122	2,711	3,065	3,637		
務	同和教育企画室設置			7,162							
課	31:		1,895	7,162	3,007	2,122	2,711	3,065	3,637		
	H虹学校教職員 研 修		328	225	225	235	235	235	272	. 289	
指	府立学校同和教 育 推 進 費				339	468	484	630	4,672	5,495	
	高校同和教育研 究 会 補 助			100	100	100	100	500	1,800	2,780	
贲	高校研究推進校				100	100	200	.200	300	300	
	同和教育主担者活動旅费等					124	251	327	417	707	
第	同和教育资料 作 成			1,345	1,376	926	926	926	1,200	1,320	
	高校友の会活動 助 成			300	300	300	300	1,000	1,500	1,500	
	高校修学奨励生 研 修				195	358	343	800	800	850	
課	雇用促進連絡会 議(高校部会)					209	224	224	224	230	
"^	第 5 回 奨 学 生 全国集会補助金							2,500			
	ä t		328	1,970	2,635	2,820	3,063	7,342	11,185	13,471	

課	年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
別	項 目 同和教育資料		_		-						500
	作 成 同和教育講座						360	360	346	316	329
社	映画フイルム購入										
숲	同和教育指導者				100	100	100	100	114	144	185
	研 修 社会同和教育										
教	推 進 事 業 社会同和教育										
育	指導員設置社会同和教育						-	225			
	施設整備助成社会同和教育										
課	指導事業助成社会同和教育指										
	導員研修費助成 計				250	400	760	985	960	1,010	1,564
	学校プール建設										
保	補助にスポーツの発力を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を										
健	祭 典 奨 励 費 同 和·地 区 社会体育振興費		-								
体	同 和 地 区 体育普及啓蒙費										
育	平月香汉名家具										
課	ā†										
課	年 度	42	43	44	45	46	47	48	49	5 (当初)	
別	項目同和教育資料	500	500	1,694	1,694	1,694	1,694	2,284	2,340	3,010	
	作 成同和教育講座	329	329	331	381	403	403	403	466	483	
社	映画フイルム購入							1,600	8,800	6,000	
会	同和教育指導者 研 修	185	185	269	269	291	291	791	3,134	3,192	
	社会同和教育 推 進 事 業				_				570	600.	
教	社会同和教育指導員設置								66,768	112,057	
育	社会同和教育施設整備助成	672			4,643						
	社会同和教育指導事業助成							10,362	6,468	7,224	
課	社会同和教育指導員研修費助成								505		
	at	2,736	8,824	15,614	46,248	34,259	37,844	72,040	157,706	207,166	
	14 1 5 1 74 10				36,574	62,415	50,255	51,943	58,333	72,999	
	学校プール建設 補 助						F00	300	340	340	
保	補助	300	300	500	500	500	500		010	340	
健	補 助 同和地区スポーツ 祭典奨励費 同和地区	300	300	500	500	500	500		16,520		
健体	補 助 同和地区スポーツ 祭典奨励費	300	300	500	500	500	500				
健体育	補 助 同和地区スポーツ 祭 典 斑 励 費 同 和 地 区 社会体育振興費 同 和 地 区	300	300	500	500	500	500		16,520	17,550	
健体	補 助 同和地区スポーツ 祭 典 斑 励 費 同 和 地 区 社会体育振興費 同 和 地 区	300	300		37,074			8,600	16,520 1,700	17,550 1,870	

教職員の増員 6,900 15,600 41,818 54,363 59,382 61 1	66,072 9	
## 助	66,072 9	90,982
計画 注画 注画 計画 200 200 270 600 1,600 2,100 2,410 2,410 2,410 2,410 2,410 2,410 2,410 2,410 3,410	66,072 9	90,982
課 計 200 200 200 270 600 1,600 2,100 2,410 2 数 職 目 和地区学校 推 進 手当 同和地区学校 推 進 手当 同和地区小中学校院 宏極事業貸付 不足教室等整備事業貸付 不足教室等整備事業貸付 田地取侍事業 資金 貸付 計 日 150 300 300 300 500 社会会 設 計 日 150 300 300 300 500 社会会学級事成 教育活動員補助 音	66,072 9	90,982
数	66,072 90	982, 982
推進手当	. 550	
職員	. 550	
課 高校推進教員の 持時間 軽 減 6,900 15,600 41,818 54,363 59,382 61 同和地区小中学校施 28 整備事業貸付 7元足 教 室等整備事業貸付 日地取得事業 資 金 貸 付 計 同和地区事業 助 150 300 300 300 500 全会学級事業 助 150 300 300 300 500 全会学級事業 財 24会学級事業 財 25 日和教育 音動員補助 計 25 日本の 20	. 550	
同和地区小中学校施設整備事業貸付	. 550	
旋数偏事業貸付		550
不 足 教 室 等 数 備 事 業 賞 付 用地取得 事 菜 資 金 賞 付 計		550
田地取得事業 150 300 300 300 500 150		550
計		550
社 助 成 300 300 300 300 300 4社会学級事業成		550
会 対会学級事業 助	50	
育 活動 月 相助 問 課 社会 同和教育 事 業 委 託	50	
課 社会同和教育 事業委託 年度 42 43 44 45 46 47 48 49 (所放教育研究会 補 助 通学パス購入 清 計 19,249 48,379 78,541 179,171 194,907 476,828 702,336 527,313	50	
別 項目 42 43 44 45 40 47 48 49 (第 解放教育研究会 補 助 1,278 1,278 計 19,249 48,379 78,541 179,171 194,907 476,828 702,336 527,313 1	50	
抽 助	(当初)	
消費 補币 助 1,270 課 計 19,249 48,379 78,541 179,171 194,907 476,828 702,336 527,313		
課 計 19,249 48,379 78,541 179,171 194,907 476,828 702,336 527,313		
教職員の増員 109,092 126,689 186,837 429,760 979,898 1,293,500 1,657,262 2,214,072 3.	573,425	
	3,209,868	
	163,944	
職 同和教育推進 員 活 動 旅 費 9,000 9,000 9,000 10,000 12,000	13,200	
課 高校推進教員の 持 時 間 軽 滅 3,759 6,416	16,935	
計 109,092 153,269 261,305 529,660 1,126,988 1,444,130 1,823,301 2,391,728 3,	3,403,947	
簡和地区小中学校施 設整偏事業貸付 952,143 2,638,495 3,045,776 2,670,697 3,324,764 3;	3,205,596	
↑ 足 教 至 等 25,963 25,963		
田地取得事業 資金貸付 331,200 65,264		
計 357,163 1,017,407 2,638,495 3,045,776 2,670,697 3,324,764 3.3	3,205,596	
世 同和地区事業 社 助 成 1,050 1,050 3,170 2,930 2,090 1,850 2,640		
会 社会学級事業 助 成 25,931 19,631 23,206 49,560	[
好 社会同和教育 64,760 64,760		
課 社会同和教育 事業 委 託 6,760 10,150 10,400 10,150 10,400 4,400 4,400	70,200	

31 部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

〈第21表〉昭和51年度同和教育関係予算

(教育委員会)

(37.13	女貝本/					
課名	事	業	費	51年度当初	摘	要
同企 和 教育室	同和問題研	究事	業補助金	12,500		
指導第一課	府立学校同	和教	育推進費	9,990	研修 費 研究奨励費 指導推進費 修学奨励生活動助成金 修学奨励生指導者研修費 就職指導充实費	4,049 2,566 1,419 1,200 595 161
指導	公立小・中学	校同和	教育推進費	140,689	研 修 費 研究獎励費 指副誌本 語述費 指記誌本 音 指	759 9,350 4,515 125,282 619 164
第二	高等学校等值	多学 獎)	励費補助金	364,678	市町村補助金 入学支度金 奨 学 金 事 務 費	100,420 264,033 225
課	義務教育特別	就学奨	励費補助金	64,910	市町村補助金事 務 費	64,886 24.
	研究教育七	ンタ	一補修費	3,000		

課名	事	菜	費		51年度当初	摘要	
教員 職課	同和教育	関係教	職員。	人件費	3,746,792		
施設課	小・中学を	旋設整	備資金	貸付金	1,600,245	市町村貸付金 事務費	1,600,000 245
社会教	社会同和	教育	事 業 扎	生進 費	248,023	社会同和教育活動事業助成費 社会同和教育事業委託費 同和問題啓蒙費 資料作成費 教育講座開催費 教育映画購入費	71,800 3,520 2,107 339 4,200
育課	·			-		指導者研修事業費 社会同和教育指導員設置助成費 社会同和教育研究連絡会費	2,576
保健体育課	社会	体育	振	興 <u>費</u>	19,587	社会体育活動費補助金 社会体育普及啓蒙費 スポーツ祭奨励費 事務費	1,309 300 28
課	小・中学を	交プール	建設費	補助金	43,024	市町村補助金	
図書館	奥田家	文書出	出版 委	託費	6,040		
科学教育	同和教	育推	進事	業費	449		
		·8†			6,259,927		

具体的施策の状況

和教育予算の通りである。 大阪府同和教育行政の概要は<表21表>昭和五一年度同

3

合

前年比

のび率

計

138 160 337 251 223 125 105 122 116

と位置づけている)の校舎建設、 中で、部落をふくむ小・中学校(大阪では同和教育推進校 つ差別である」と教育行政の差別性を鋭く追求した。その 昭和四三年の 越境入学反対闘争の 中で、「越境は違法か 全国的にも高水準の学校施設が実現している。 学校の施設・設備の充実 施設設備の充実がはから

_										
討另		变 32	33	34	35	36	37	38	39	40 41
×	1									
書館										
科	l .	- 1								
教センタ	1									
1	合 計	200	200	200	7,420	16,600	14,178 57	7,448 62	,752 69,9	92 97,771
	前年比のび率	100	100	100	3,710	224	266	130	109 1	16 140
課別	年度項目	42	43	44	45	46	47	48	49	50 (当初)
図書	奥田家古文書 出 版 委 託	3,600	2,500	5,700	8,55	0 3,15	0 7,45	8,19	8 10,05	8 12,058
館	計	3,600	2,500	5,700	8,550	3,15	7,458	8,19	8 10,050	3 12,058
科学	同和教育推進事業						512	558	641	641
センタ	計						512	558	641	641
1										

134,977 215,820 727,955 1,823,752 4,065,656 5,069,077 5,346,822 6,503,925 7,518,063

三七億四六七九万二千円を占め、

部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

ઉ 施設設備費・人件費が圧倒的で扶助費、 費等が少ない

字学級等々の事業を行っている。 <u>}</u>

Ξ

44

263,485

(36.2%)

67,788

(9.3%)

396,682

(54.5%)

727,955

(100%)

項目

施設設備費

教職員人件費

扶助費

その他

合

計

子ども会・奨学生活動への助

单位千円

51(当初)

1,643,269

(59.8%)

429,588

6.9%)

440,278

(7.0%)

(100%)

7,302,570 |6,259,927

(42.4%) (26.3%)

50

3,099,924

(46.4%)

407,055

(5.6%)

405,817

(5.6%)

(100%)

めている。特に子ども会活動に関しては、昭和四八年より 社会同和教育指導員制度が府下全体のものとなり、 くみとして、子ども会活動および奨学生活動への助成を進 部落解放を担う子どもたちを育成するための重要なとり 大きな

役割を果しつつある。 集会事業の助成とともに、解放会館を中心に補充学級、 府および市町村レベルでの社会啓発活動、 その他の社会教育活動の推進 団体育成、

49

3,383,097

(52.0%)

(36.8%)

403,240

6.2%)

322,985

(5.0%)

(100%)

部落解放研究所等への助成。

大阪府同和教育行政の問題点

団体助成

45

(54.2%)

(29.2%)

91,407

(5.0%)

211,582

(11.6%)

(100%)

〈第22表〉大阪府同和教育予算・事業別内訳(但し、企画部関係はのぞく)

46

(66.4%)

(27.8%)

139,865

(3.4%)

95,988

(2.4%)

1,823,752 4,065,656 5,069,077

(100%)

988,717 2,700,910

47

3,096,031

(61.1%)

(28.5%)

359,811

(7.1%)

167,061

(3.3%)

(100%)

48

2,722,640

(50.9%)

532,046 | 1,128,893 | 1,446,174 | 1,825,617 | 2,394,603 | 3,389,774 | 3,746,792

(34.1%)

346,369

(6.5%)

452,196

(8.5%)

(100%)

委員会所管の同和対策予算六二億五九九二万七千円のうち 費・人件費にまわされている点である。昭和五一年の教育 万九千円を占め、教職員加配のための人件費が59・8%の 小・中学校の施設設備関係費が26・3%の一六億四三二六 大阪の同和教育行政の特徴は、そのほとんどが施設設備 実に両者を合わせると90

(企画部)

				
課名	事 業 費	51年当初	摘 要	
	青少年健全育成施設設置助成費	1,294,140	市町村補助金	1,008,111
			市町村貸付金	286,029
青少	青少年センター運営助成費	18,530	市町村補助金	
年	青少年活動推進費	46,286	部落解放子ども会大阪連絡協議会助成費	3,600
対			部落解放大阪府子ども会大会助成費	1,000
策			子ども会活動助成費	29,000
課			青年活動促進事業補助金	1,200
1			婚姻特別対策事業補助金	10,800
1			事 務 費	686
	大 学 修 学 奨 励 費	169,805	市町村補助金	
私			入学支度金	53,950
			奨 学 金	114,750
学			大学友の会育成事業補助金	1,000
			事 務 費	105
課	私学団体同和教育助成費	17,110	大阪府私立中高連補助金	16,580
			大阪府私立幼稚園連盟補助金	530
	計	1,545,871		

同和教育推進校では、 教職員の加配と優遇措置

実施してきた。又、 学級定員引き下げ等のための教員特別加配(同和加配)を 和四一年より同和教育主担者を明確に位置づけると同時に 前から教育困難校に対する教員加配を実施してきたが、昭 善のため、 $\hat{\mathcal{O}}$ 同和教育の研究を推進するため、 同和教育研究の推進 一定の施策が講じられている。 解放教育の推進と教職員の労働条件改 内閣「同対審答申」が出される以 国とは別に同和教育研

小・中学校に無償配布し、 究指定校、実験校を設置している。又、解放教育読本「に んげん」を小学一年から中学生用まで作成し、 している。更には大同教・ 同和教育推進に大きな役割を果 府高同研・私学同研等の研究団

府下全ての

体への助成も行っている。 用紙のとりくみを軸に一定のとりくみを進めている。 に府労働部と合同で雇用促進連絡会議を位置づけ、統一社 る。又、就職指導の充実のため、 の進学奨励のため入学支度金および奨学金が支給されてい 特別就学奨励費が位置づけられており、又、高校・大学へ $\widehat{\Xi}$ 部落の子どもたちの就学の促進をはかるため、義務教育 就学の促進と進路保障の充実 就職支度金の支給ととも

支度金等は労働部予算として位置づけられている。

〈第24表〉高槻第4中学校建設に伴なう超過負担の実態 昭和52年度の状況

(イ) 生徒数学級数見込

	区 分	1 年	2 年	3 年	特 殊	計
4	主 徒 数	262	209	236	13	. 720
学級	(標準) 45人学級	6	5	6	2	19
数数	(実施) 35人学級	8	6~7	7	2	23~24

(D)

				
D	3 分	校 舎	屋体	備考
保有面積 8,185		8,185	1,746	
必 45人学級		4,672	1,020	
必要面積	35人学級	5,350 5,507	1,020	23学級の組合 24学級の場合

(1)

区分	基 準(中 学 校)	
1.5	地区生徒数 50%以上又は 200人以上	
1.4	地区生徒数 25~50%又は 100人~200人未満	4 中
1.3	地区生徒数 10~25%又は 50~100人未満	
1.2	その他	

以上3表を集約すると第4中学校の状況は次の通りである。

まず文部省基準と対比した校舎屋体の保有状況

0. , ,	- H - H	T C M 3 P O T 10	PULLULIA	15 5 100		
区	分 必要面積 保有面積		保有面積	資格面積	備	考
校	舎	4,672	8, 185	▲3,513	(38学級···81 (39学級···83	
屋	体	1,020	1,746	▲ 726	文部省基準の	最大1198㎡

今後第4中学校で国麻負担金を申請する場合昭和52年度では校舎は3513㎡も国の基準を上 廻っているため不可能であり51年度の学級数の倍以上の39学級にならないと受けられない。 更に屋体については皆無である。

府の貸付資金について

19学級(45人)4,672㎡ → 23学級(35人)5,350㎡ 5,350m ×1.4=7,490m -保有而積8,185m =▲695m

 $1,020 \text{m}^{2} \times 1.4 = 1,428 - 1,746 \text{m}^{2} = 4318 \text{m}^{2}$

屋体

府の貸付金についても屋体は不可能であり校舎についても今後学級数が増加しなければ受けら れない。

第4中学校施設整備状況

<u> </u>	1 5 DAGHALE					
年	区分	実施事業費		左 の 財	源内訳	
度		大心爭未與	国庫支出金	府貸付金	起 債	市 費
45	校舎増築	77,480,000		61,984,000		15,496,000
47	校舍增築	28,100,000		22,141,000		5,959,000
48	校舍增築	74,011,000				74,011,000
49	体育館増築	101,200,000	- : - :	79,844,000		21,356,000
50	校舎増築	193,000,000		135,402,000	29,400,000	28,198,000
50	クラブ室その他	17,900,000				17,900,000
51	校舍增築	81,200,000		64,959,000		16,241,000
計		572,891,000		364,330,000	29,400,000	179,161,000

算措置の悪さとそれを口実に こから部落の教育要求とのズレが生じている。 に問い かかわ 予算としても当然措置されなければならない性格のもの %近くにも 一〇分の八を措置するということになっているが、 きな意義をもつものであるが、これらの多くは一般対策の かすぎない 、ては、 多くを市町村の超過負担にしている。 大阪府の 同和教育行政は、 もっとも学校建設や三○人学級実現のため 直接部落大衆の教育要求とかかわる機会が少なく、 市町村に対する助成の負担割合は、 同和教育の成果を一般地域の人々に広げ る扶助費の面で大きく立ちおく それ故「同和対策」予算が直接部落の子どもたちに 直さなければならない 同和対策事業に 要した 経費に対する 村に多くの超過負担を強いている府の姿勢の悪 部落の教育要求から大きくか のである。(<第22表>参照) ぼって いる。 四億四〇二七万八千円の7 一方、 した大阪府の姿勢の悪さから その 義務教育特別修学奨奨費 多くが 補助金行政であ 'n け離れて 特に学力保障 国と府を合わせて て いる現状は真剣 É の教職員加 大阪府に 考え方とし おり、 61 く上で大 国の予 % に 市 そ おお ž で

〈第23表〉個人給付関係費の大阪府と大阪市の差(51年度)

措置が極めて不十分であり、

多くが市町村の超過負担

にな

人材養成への

<u> </u>	内民体員の人数的で人数に		
	大 阪 府 (額) 大阪	市 (年額)
特 就 費	小学校 4,000円	〈小 学 校〉	
		入学支度金	15,000円
		進級時服装整備金	9,500円
		特就賞(学用品等)	16,500円
	中学校 5,500円	〈中 学 校〉	
		入学支度金	25,000円
		進級時服装整備金	16,000円
		特就賞(学用品等)	22,000円
高校奨学金	〈入学支度金〉	〈入学支度金〉	
	公 立 42,500円	公立 8	2,500円
	私 立 165,000円	私 立 21	2,000円
	〈奨 学 金〉	〈奨 学 金〉	
İ	公 立 90,000円	公立 13	8,000円
	私 立 190,000円	私 立 27	6,000円
大学奨学金	〈入学支度金〉	〈入学支度金〉	
ļ	公 立 125,000円	公立 16	0,000円
	私 立 290,000円	私 立 33	0,000円
	〈奨 学 金〉	〈奨 学 金〉	
	公 立 150,000円	公 立 21	6,000円
	私 立 230,000円	私 立 39	6,000円

っている。

/第95事\77年度文部名予管

〈第25表〉77年度文	部省予算				
事	項	昨年度予算額	今年度予算額	差引增減(%)	
〈学校教育関係〉 1. 同和教育推進地域 (1) 推進地域の指定		23,473 10,792	30,745 17,918	7,272 (130.9) 7,126 (166.0)	
(66地域	₹)				
(2) .研究指定校・		9,916	10,035	119 (101.2)	
(66校)					
(3) 研究協議会開催		1,066	1,093	27 (102.5)	
(4) 資料作成		1,699	1,699	0 (100)	
2. 高等学校等進学與	建励費補助	2,703,029	3,792,589	1,059,560 (138.9)	
立11,850人→12,3 国公立680人→990	補助率多補助先 県指定都市 1. 奨学金(1)高校・高専人員 国公立23,350人→25,000人 利立11,850人→12,300人 月額 国公立6,000円→7,000円 私立8,000円→10,000円 (2)大学人員 国公立680人→990人 私立5,225人→7,900人 月額国公立13,000円→14,000円 私立15,000円→18,000円 2.通学用品等助成金高校・高専 人員11,700人→12,000人 単価20,000円				
小	計	2,756,502	3,823,334	1,066,832 (138.7)	
《社会教育関係》 1. 同和対策調査指導	等	5,853	6,034	181 (103.1)	
2. 団体育成、諸集会	常開催	55,553	82,002	26,449 (147.6)	
(各250:	地区→各352地区)				
3. 同和教育指導者研	 F修	8,240	8,769	529 (106.4)	
4. 集会所指導事業		426,539	534,316	104,777 (124.4)	
(591館	→695館)				
5. 同和対策集会所認	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30,667	40,800	10,133 (133.0)	
(補助率	巫夤 補助先 市町村 92	館→102館 @50	0,000円→@600	,000円)	
6. 同和対策集会所が	拖設整備 費	714,376	879,068	164,692 (123.1)	
	/同和対策集会所整備費 補助率多 補助先市町村(1)木造49館→42館(2)鉄筋43館→60館(同)和対策集会所用地取得費 補助率-3/2000 / / / / / / / / / / / / / / / / /				
小	計	1,244,228	1,550,989	306,761 (124.7)	
合	計	4,000,730	5,374,323	1,373,593 (134.3)	

$\widehat{\mathcal{O}}$ 同和教育行政の停滞は、文部省の反動的姿勢が元

どが府の単独事業、膨大な超過負担となっているのである 府・文部省は同和教育行政に何らの積極的な対応も見せて 置法」残り一年有余という重大な局面にもかかわらず、政 国の予算措置の欺瞒性のため、同和教育行政施策のほとん 滞は、文部省の反動的、差別的姿勢が元凶となっている。 ていきたい。 いないのである。 (注三)。内閣「同対審答申」が出されて一二年、「特別措 以上みてきたような大阪府や市町村の同和教育行政の停 以下大阪府との比較において具体的に見

文部省同和教育行政の具体的問題点

現状と全般的問題点―ほとんどが府県の

四

助(同第七条)と定められているが、文部省関係でみとめ 措置法」において、これに要する経費については、その補 予算措置は、〈第25表〉のとおりである。 しかも、同和対策事業に関しては、 現在、政府・文部省が進めている同和教育行政に関わる 単独事業 「同和対策事業特別

> れてしまっている。 であり、全く欺瞞的な応対しかみせていない。

<第26表>のとおりで、ほとんどが大阪府の単独事業にさ 阪府の同和教育行政に関わる事業との比較においてみれば られているのは、 わずかに「高等学校等進学奨励費」のみ ちなみに大

~

絲

æ 深 研究事業関係

〈第26表〉同和教育行政に関わる負担区分の状況

			負	11 区分	~
[1] 学校教育関係			H	164	市・町・村
	-	学校備品購入に関する助成(教材整備費等)		.18	10,
3/L	2.	小・中学校施設整備に関する助成			
/地 汉 汉 1米		(1) 施設整備貸付金等	0	ľő	15%
		(2) 小・中学校プール建設毀等補助金	ં.કુ.	府七一国も	残り
	-	同和教育担当指導主事・同和教育主担当者等の設置と教職員定数の充実(教職員課所管)			
		(1)同和教育担当指導主事の設置		18	
		(2) 同和教育主担者の設置		₹8	
		(3) 同和教育指導員の設置		100	
		(4) 同和教育関係教職員人件費(教職員加配)	0	100	
	2.	教職員の資質向上と優遇(指導一課・二課等所管)			
		(1) 指導者の育成および教職員の研修		350	
		ア)公立小・中学校同和教育研修製等			
半 柴 関 係		4)公立高等学校同和教育研修費等			
		ウ)私立学校同和教育研修设等			
		(2)教職員の優遇		18	
		ア) 同和教育主担者活動旅費等			
		イ)同和教育関係教職員推進手当の支給			
	3.	同和教育研究の推進(指導一課・二課等所管)			
		(1) 同利教育研究指定校・実験校の設置(研究奨励費等)	*	స్త	10
		(2) 同和教育副読本作成界		38	
		(3) 同和教育研究団体への助成・		18	*
	1.	就学の促進と進路指導の光爽(指導一課・二課等所管)			
		(1) 義務教育特別就学奨励費(補助事業)		ъ.	150
		(2) 高等学校等修学奨励費(支給事業)	%(a²)	18 (18)	18 (18)
2/HII +/ 4/2 HII		ア)入学支度金			
101/1/101/20148		4) 频 学 命			
		(3) 大学等條学奨励費(支給非業)			
		7) 入学支度金		.g(g)	10(10)
		() 数 学 金	※ (♣)	10 (00)	- 12° (14°)

			負	相区分	*
			3	RF.	市・町・村
		次ののでは、 次ののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のので			
// / / / / / / / / / / / / / / / / / /		ア)高校友の会活動助成		100	*
HELY SOLUTION		イ)大学友の会活動助成		84	*
		(5) 進路指導推進投资		16.	*
② 社会教育関係					
	1.	青少年活動施設(青少年センター等)整備に関する助成			
		(1) 青少年活動施設(青少年センター等)設置助成改		1°) (°.
		(2) 書少年活動施設(習少年センター等)運営助成費		າຊີ	102
	2.	社会同和教育施設(同和地区集会所等)整備に関する助成			
		(1) 社会同和教育施設(同和地区集会所等)設置助成費	*	-8. 8.	10
		(2) 社会同和教育施設(同和地区集会所等)運営助成毀	*	18r	10:
	1.	同利問題啓蒙費(社会教育課所管)			
		(1) 資料作成費等(バンフ・映画等)		10	*
		(2) 周和教育器所用催役等	*	} 8	*
	2.	社会同和教育指導者所修事業費(社会教育課所管)		18	*
31. 32 ma 42.	ω.	社会同和教育指導負設置助成費(社会教育課所管)		}8	*
}	<u>.</u> -	団体助成、諸集会事業の助成(社会教育課等所管)			
		(1) 青少年活動(子ども会・青年部)への助成		} 8	*
		(2) 職字学級・補光学級等の助成		. 9r.	10:
	5.	社会体育振興費(保健体育課所管)			
		(1) スポーツ祭奨励 安 等		1 8	*

(備表) ※…①「国」の欄についているものは、一応同利対策として措置されているが、大阪の実情に合わないため、ほとんど活用されていないものをさす。 ②「市町村」の欄についているものは、大阪府の施策以外に、市町村独自で措置されているものをさす。 ◎…一般対策の中で、「同和」向けに「特別の配慮」が行なわれているものをさす。 同和問題研究 4 業への助成 (1) 都落解放研究所(会)等の研究団体への補助 (2) 同和問題研究資料等の出版事業への助成 (3) 府県および市町村付属研究所等での研究活動推進事業費

\$ 55 50

|*|*|#

41 部落の教育現実と同和教育行政の問題点(その1)

1. 同和対策調査 指導等 2. 同和教育指導 者研修 3. 同和対策場会開 催 4. 集会所指導事 集 5. 同和対策集会 所施設整備 6. 同和対策集会 所施設整備 7. そ の 他 合 計	事項 维 赛 35
	4; DE 35
	35
1,778	
1,778 2,121 2,290 2,290	36
2,290 - 3,822 1,000 1,328	37
2,290 - 3,822 - 10,988	38
2,436 3,235 10,187 1,500	39
2,488 3,249 10,591 10,013 1,800 13,186	40
2,998 3,264 11,208 16,016 1,800 13,186	41
3,008 3,278 14,254 11,800	42
2,886 3,153 13,765 0 25,661 1,843 0 21,569	43
3,213 4,034 15,908 32,343 2,328 2,328 30,412 — 88,239	44
3,815 4,914 16,694 41,101 41,101 118,850	45
3,213 3,815 3,903 4,034 4,914 5,079 15,908 16,694 20,958 32,343 41,101 57,831 2,328 3,363 5,333 30,412 48,963 81,664	46
3,994 5,323 5,323 22,488 90,538 90,538	47
3,994 4,542 5,323 5,854 22,488 25,713 22,488 25,713 90,538 139,362 8,000 12,267 128,304 192,667 	48
3,994 4,542 4,743 5,323 5,854 6,479 52,488 25,713 31,448 90,538 139,362 209,668 8,000 12,267 16,400 28,304 192,667 278,538 28,304 380,405 547,276	49
3,213 3,815 3,903 3,994 4,542 4,743 5,702 5,853 4,004 4,034 4,914 5,079 5,323 5,854 6,479 7,875 8,240 15,908 16,694 20,958 22,488 25,713 31,448 43,725 55,553 32,343 41,101 57,831 90,538 139,362 209,668 334,729 429,539 2,328 3,363 5,333 8,000 12,267 16,400 23,200 30,667 2,328 48,963 81,664 128,304 192,667 278,538 539,915 714,376 88,239 118,850 174,768 258,647 380,405 547,276 955,146 1,244,228	50
3,903 3,994 4,542 4,743 5,702 5,853 5,079 5,323 5,854 6,479 7,875 8,240 20,958 22,488 25,713 31,448 43,725 55,553 57,831 90,538 139,362 209,668 334,729 429,539 57,831 8,000 12,267 16,400 23,200 30,667 81,664 128,394 192,667 278,538 539,915 714,376	51
新田村村委 《 《 《 《 《 《 《 》 《 《 《 》 《 》 《 《 》 《 》	
ं ३५१नामार्थतः ३७१नामार्थतः ४०१नामार्थतः ३७१नामार्थतः	涉

〈社会教育関係〉

邓斯(

千国)

קׄם

950

1,449

1,851

策」の「具体的法策」で明示されている項目のほとんどが 第三部「同和対策の具体案」の「四、教育問題に関する対 特に、 ? # 高等学校等進 学奨励費補助 (1)推進地域の 指定 同和教育推進 地域の指定 資料作成 (2)研究指定校 Ä, 前項で明らかにしたとおり、 文部省「同和」教育行政の推移 XI. 34 1 I 656 656 292 1,155 1,155 ၾ ı 294 1,230 1,230 36 621 1,212 1,212 37 1 627 内閣「同対審」答申 1,559 1,559 38 I 1 627 3,226 3,226 39 i 659 3,262 3,262 8 1 670 41 l

> 度にみてみると次のとおりである。(<第27表>参照) である。試みに、現在、文部省が行っている施策を開始年 すでにみたように、文部省においては無視されている現状

少計()

千円)

盆光

1,839 2,186 3,885 3,932 28,728 24,678 3,334 3,334 49,205 45,108 3,370 3,370 42 727 82,991 77,500 115,120 208,106 320,106 499,306 776,617 1,207,507 1,809,709 2,733,029 3,169 3,169 2,322 43 124,399 218,655 3,202 2,333 3,744 6,946 4 3,685 4,418 8,103 35 330,785 2,466 3,758 4,455 8,213 46 510,181 2,496 3,869 8,379 4,510 47 792,930 1,223,920 1,832,830 2,756,502 13,673 4,786 2,640 8,887 48 16,413 9,046 4,874 49 10,634 23,121 9,758 50 23,473 10,792 44年開始 2,765 9,916 34年開始 51

36年開始

九年)のみである。(注四)
れ年)のみである。(注四)
カロのである。(注四)
大学奨学金」(昭和四月年)のみであり、「答申」が出される以前から実施されているものは、高等学校等地学奨励費補助のうちの高校奨学金のみであり、「特別措置と、成立以後に新たに実施されているものは、高等学校等和四四年までに新たに実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」が出される以前があります。

二 学校教育関係施策の具体的問題点

対策」として位置づいている。
文部省においては、わずかに、以下の項目のみが「同和

- 一 同和教育推進地域等
- (1) 推進地域の指定
- (2) 研究指定校
- (3) 研究協議会開催
- 4) 資料作成
- 一高等学校等進学奨励費補助
- (1) 高校奨学金
- (3) 高校(高専)通学用品等助成金(2) 大学奨学金
- (イ) 現行「対象事業」の問題点

践の評価についても部落解放同盟や全同教との協議をもつすべきである。又、「同和教育研究指定校の指定」やその実として、部落を含む市町村全てを「同和教育推進地域」と措置を講ずべきであるし、当面それに向けた最低限のもの小・中学校は全て同和教育推進校として位置づけ、各種の小・中学校は全て同和教育推進地域の指定」がわずかに六六ケ所に第一に「同和教育推進地域の指定」がわずかに六六ケ所にまず、これらの「対象事業」についてみていくならば、まず、これらの「対象事業」についてみていくならば、

きである。

で単純計算しても一○%程度の数字である。) 第二に、高等学校等進学奨励費補助に関してである。文第二に、高等学校等進学奨励費補助に関してである。文第二に、高等学校等進学奨励費補助に関してである。文

② 大学奨学金の支給が認められたのが、昭和四九年から② 大学奨学金の支給が認められたのが、昭和四九年からであり、又、いまだに大学の通学用品等助成金(いわゆる大学進学に極めて冷淡であること。(注目し なければならないのは、昭和五〇年の総理府実態調査の調査用紙には、部落のこどもたちの進路を記入させていながら「大学進部落のこどもたちの進路を記入させていながら「大学進学」の項目はなかったのである。)

かだけもらっている)。

② 「進学奨励費補助」の補助先を「県・指定都市」のみの。

「進学奨励費補助」の補助先を「県・指定都市」のみ

(ロ) 未措置事業の重要性

和対策の対象外にされており、府県・市町村の同和教育行「答申」が求めた具体的方策のほとんどが、文部省の同

いものでしかない。

「も明らかな通り 小・中 学校の施設設備費および同和加政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例政の前述をはないる。

ついては、全く応じようとしない態度をみせている。義務教育特別就学奨励費を中心とする「就学援助措置」に助措置」を求めているが、現行は「進学援助措置」のみで、である。「答申」は「同和地区児童生徒に対する就学進援更には、同和対策の就学措置が全く認められていない点

々へは何らの補助も出されていない現状である。を行うこと」と求めているが、全同教や部落解放研究所等和教育に関して、教育研究団体等の行う研究に対し、補助ても、現行では全く認められていない。「答申」では、「同最後に「同和教育研究団体等に対する助成措置」につい

三 社会教育関係施策の具体的問題点

つのみである。社会教育関係施策として認められているのは、以下のも

-) 同和対策調査指導等
- 団体育成、諸集会開催
- 四 集会所指導事業
- 田 同和対策集会所計備費
- () 目录表示系统
- 內 同和対策集会所整備費

(イ) 現行「対象事業」の問題点

次に「同和対策集会所関係」施策には多くの問題点が存たに、一部では、全くおよびがかからない)と見られて、部落解放同盟主催の全国奨学生集会、全国青年集会、作、部落解放同盟主催の全国奨学生集会、全国青年集会、 で、部落解放同盟主催の全国奨学生集会、全国青年集会、 でいるらしく、全くおよびがかからない)を対象が、諸集会開催等々は部落解放運動とは無関係を、団体育成、諸集会開催等々は部落解放運動とは無関係を、団体育成、諸集会開催等々は部落解放運動とは無関係を、団体育成、諸集会所関係」を表している。

ないままに放置されている。(総理府の五○年調査によれ数点在部落や二○○世帯以上の大都市部落は全く措置されとしているため、四○世帯未満の全国に数多く存在する少でに「同和対策集会所関係」施策には多くの問題点が存

されたままである。
されたままである。
されたままである。
されたままである。
か、降保館はあくまでも隣保事業であり、社会教育活動を
主とした社会教育施設ではなく、ごまかしにしかすぎない。
少数点在部落における社会教育施設については、全く放置
少数点在部落における社会教育施設については、全く放置

(ロ) 未措置事業の重要性

社会教育関係については、答申の精神は骨ぬきにされ、社会教育関係については、答申の精神は骨ぬきにされ、を申の求めた「具体的方策」のほとんどがないがしろにさいの子ども会活動、奨学生活動、青年部、婦人部活動等々なの子ども会活動、奨学生活動、青年部、婦人部活動等々を積極的に援助しようという姿勢は全く見られないのである。特に、一般対策としては、ボーイスカウトや、スポーツ少年団等々への助成も行いながら部落解放の諸組織にはツ少年団等々への助成もしない差別的姿勢については、さびしく追及何らの助成もしない差別的姿勢については、さびしく追及何らの助成もしない差別的姿勢については、さびしく追及である。特に、一般対策としては、ボーイスカウトや、スポーツ少年団等々への助成も行いながら部落解放の諸組織には、大きないる。

È

日本国憲法においては、すべて国民は法の不に平等であ大阪市同和教育基本方針(昭和四一年一一月八日)

別はなお解消されていない。なくされ、現代社会の不合理と矛盾を集中的にうけ、差いては今日なお社会的・経済的・文化的に低位性をよぎ利として保障されているにもかかわらず、同和地区におり、その基本的人権はなにびとも侵すことのできない権

を呈し、問題の解決をいっそう複雑にしている。化とスラム化の傾向がみられ、いわゆる都市部落の特徴にもとづく地域の変ぼうなどにより、同和地区の不明確とくに大阪市では人口の移動・戦災・疎開・都市計画

が、その根本においては教育の力にまつべきところが多め、あらゆる力の結集・統合の上で実現するものである時に存在するきびしい部落差別の解消は期しがたい。現に存在するきびしい部落差別の解消は期しがたい。部落差別の解消は、すべての国民がこの差別の実態を直視して部落問題を正しく認識し、民主主義をより具体的に実現する 願いを 基調として 積極的にこ れととりくめに実現する 願いを 基調として 積極的にこ れととりくめに実現する 願いを 基調として 積極的にこれとりくないれ主

の児童・生徒に対しては、学力の向上をはかり、人権のを排除する精神をつちかうことにある。とくに同和地区不合理を知らせ、人間尊重の自覚を高め、不合理な差別同和教育の本質は、今なお部落差別の存在することの

得る人間を育成しなければならない。し、民主社会の一員としてその責務をじゅうぶん果たし自覚を高め、 いささかの 差別をも 許さず、 差別を克服

- る。 域社会において国民の責務として積極的に実践展開すめっとり、同和教育をすべての学校・幼稚園および地1、日本国憲法・教育基本法ならびに児童憲章の精神に1、日本国憲法・教育基本法ならびに児童憲章の精神に
- つとめる。 積極的・具体的に展開して同和教育本来の目的達成にの実情に即しながら適切な指導方針を確立し、これを2、学校教育では、児童・生徒の発達段階を考え、地域
- まいっそう積極的におこなう。
 でいっそう積極的におこなう。
 の悪条件のもとにおかれ、学習意欲は低く学力などにの悪条件の見童・生徒をみつめて、かれらのもつ可能りひとりの児童・生徒をみつめて、かれらのもつ可能りひとりの児童・生徒をみつめて、かれらのもつ可能りひとりの児童・生徒をみつめて、かれらのもつ可能を表する。
- 自主的・組織的教育活動のじょう成につとめる。をはかり、きびしい生活現実に対し積極的にとりくむ決するため社会教育においては、さらに諸条件の整備4、部落の現実の問題を適確に把握し、その問題点を解
- 5、同和教育の成果は、指導者の部落問題に対する正し

(注三)

少なくない。したがって指導者の育成とその資質の向 上に努力する。 い認識と理解・人間尊重の信念と情熱に負うところが

携を密にし、各種行政と相まってその実をあげること を期するものである。 もないが、さらに地域関係機関ならびに諸団体との連 機的な連携をはからなければならないことはいうまで 本方針実施にあたっては、学校教育・社会教育の有

大阪府同和教育基本方針(昭和四二年五月三一日)

民の権利を尊重し、さらにすべての国民は法のもとに平 等であることを保障している。 日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国

業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住 な状態におかれている。 全に保障されておらず、社会的、経済的、文化的に低位 および移転の自由、結婚の自由などの基本的人権が、完 しもじゅうぶんでなく、とくに同和地区においては、職 しかし、今日なおこのことについて教育の徹底が必ず

とにもとづくものであり、これを解決するには、すべて 的、実証的にとらえ、積極的に差別からの解放にとめる の国民が 共通の 課題として取り 組まなければ ならない ことが肝要である。 これらの問題は、民主主義がいまだ徹底していないこ とくに国および府の責務として、差別の実態を科学

> 推進することがたいせつである。 りひとりに部落問題を正しく認識させ、社会の中に今な 経済的、文化的地位の向上をはかるとともに、国民ひと 選択の自由を完全に保障し、生活を安定させ、 おきいている不合理な部落差別をなくするための施策を したがって、同和地区の住民に教育の機会均等と職業 社会的、

の基本方針を次のとおり定める。 のであるが、その中でも教育の果たす役割は大きい。 以上の観点に立って、同和教育を推進するために、そ とのことは、あらゆる力の結集によって達成されるも

- 民主的な人間の育成を期する。 別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた 徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差 策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に 日本国憲法・教育基本法の精神にのっとり、同和対
- 二、部落差別をなくするために、府下のすべての学校、 三、同和地区における児童・生徒の長欠、不就学の問題 題をみずからの課題として解決にあたるようにつとめ すべての地域社会において同和教育を推進し、 のひとびとが部落問題を正しく認識し、この国民的課 すべて
- 等、教育の機会が阻害されている実態を把握して、児 ならびに就学前教育の普及率や上級学校進学率の低さ 童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、 その可能

り、教育の機会均等と進路の保障につとめる。 性を最大限に伸ばしうるよう教育諸条件の整備をはか

つとめる。 教育における諸条件の整備につとめるとともに、ひろ 等の開設ならびに自主的、組織的活動の助成等、 的、文化的水準を向上しうるよう、各種の学級・講座 く全府民に対しても同和教育を積極的に推進するよう 同和地区における 住民みずからが、 社会的、 社会

五、同和教育を推進するために、部落問題に関する深い 認識と理解と実践力を身につけた熱意ある指導者の育 成をはかる。

的に推進しなければならない。 機関および諸団体との連携をいっそう密にして、総合 校教育と、社会教育の連携をはかるとともに、関係諸 本方針の実施にあたっては、教育の主体性をもち学

大阪府同和地区小中学校施設整備事業資金貸付要綱

第一、この要綱は、同和地区を含む小中学校における施 設整備を促進するため校舎等の新増築事業また改築事 的とする。 業を行う市町村に対し、予算の範囲において府が実施 する資金の貸付について必要な事項を定めることを目

(貸付対象事業)

第二、この要綱に基づく資金貸付の対象となる事業は、 国庫負担の基準を越えて実施する事業であって、 事業のうち義務教育諸学校施設費国庫負担法に定める 同和地区小中学校にかかる校舎等の新増築または改築 各号に掲げる事業とする。

- に実施する校舎等新増築事業 小中学校として特に必要とする施設を整備するため るために必要とする校舎新増築事業および同和地区 別に定めるところにより学級編制基準を引き下げ
- 校舎の改築等同和地区小中学校を計画的に整備する ために必要な建物改築事業 前号の事業に伴う既設木造、ブロック造、鉄骨造

(借入の条件)

第三、資金の貸付を受けることのできる市町村は、 各号に掲げる要件を具備しているものとする。

事業の計画が適切であること。

2、資金計画が明確であること。

(貸付の方法)

第四、資金の貸付は、 (貸付の条件) 証書貸付の方法によるものとする

第五、 貸付の条件は、次のとおりとする。

貸付の利率は、年三パーセントとする。

償還期限は、 五年以内とする。(ただし、 据置期

間を含む)

据置期間は五年とする。

セントとする。 延滞利息は、延滞元利金につき年一〇・九五パー

(貸付の限度額)

第六、貸付の限度額は、別に定める基準により算出され た事業費の量以内(大阪市立学校については量以内) とする。

づき 大阪府教育委員会 (以下 「教育委員会」とい う。)が特に必要と認める場合においてはる以内と することができる。 前項の規定にかかわらず市町村の財政事情にもと

第七、資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号 に定める書類を 教育委員会に 提出し なけれ ばならな

資金借入申請書(別紙第一号様式)

事業実施計画書(別紙第二号様式)

償還年次表(別紙第三号様式)

関係予算の抜すい

(貸付額等の決定)

第八、 は、当該書類等について審査のうえ、貸付の可否、貸 付額および貸付期日を決定し、当該市町村に通知する ものとする。この場合教育委員会は、必要な条件をつ 教育委員会に、 前項の書類の 提出を 受けたとき

けることができる。

(貸付の実行)

第九、前項の通知を受けた市町村は、当該貸付期日にお いて、借用証書(別紙第四号様式)と引き換えに資金 の貸付を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第十、市町村は、貸付の対象となった事業の内容を変更 しようとするときは、あらかじめ事業計画等変更承認 認を受けなければならない。 申請書(別紙第五号様式)を提出し、教育委員会の承

第十一、市町村は、貸付対象事業の実施状況に関し、 教育委員会に提出しなければならない。 貸付金の貸付を受けた年度の翌年度の六月末日までに 業実施状況報告書(別紙第六号様式)を作成し、当該 事

第十二、教育委員会は、貸付金の適正かつ効率的な運用 要な資料提出を求め、または職員をもって実地に検査 させることができる。 のため必要があると認めるときは、市町村に対して必

(元金の償還および利息の支払)

第十三、元金の償還および利息の支払は、一カ年賦元利 均等償還とする。

(延滞利息の支払)

第十四、元金および利息の支払期日にそ全部または一部

同和地区小中学校プール建設補助金交付要綱 Î

る市町村に対し、予算の範囲内で、同和地区小中学校 かるため、同和地区小中学校プールを建設しようとす との要綱の定めるところによる。 とある字句は教育長と読み 替えるものとする。) 及び 規則第八五号、以下「規則」という。同規則中、 いては、大阪府補助金交付規則(昭和四十五年大阪府 プール建設補助金を交付するものとし、その交付につ 同和地区を有する小中校の施設整備の促進をは 知事

(補助の対象及び補助率)

象となる経費及びその補助率は次のとおりとする。 同和地区小中学校プール建設補助金の交付の対

ア、本工事費は、水槽及び附帯施設の工事費とする イ、附帯工事費は、本工事費に附帯する電気、給排 工事費は、本工事費及び附帯工事費とする。 水、衛生等の工事費とする。

いて実施建設単価の算出は、 は、実施建設単価を建設単価とする。この場合にお する。ただし、実施建設単価がこれに満たないとき 建設単価は一平方メートル当り八七、〇〇〇円と 円未満は切捨てとする。 次の 式による ことと

補助の対象となる施設は、水槽及びこれに付属す (本工事費+附帯工事費、以下同じ) +水面積 ばならない。 日の翌日から払込当日までの延滞利息を支払わなけれ の払込をしなかった市町村は、延滞金額につき払込期

第十五、教育委員会は、市町村が貸付金を目的外に使用 るものとする。 したときは、または、貸付金の管理運用および償還等 村に対し繰上償還通知書(別紙第七号様式)を送付す 繰上償還させようともる日の一○日前までに当該市町 村に対し、貸付金の全部または一部を繰上償還させる に関して、貸付条件に従わなかったときは、当該市町 ことができる。この場合においては、教育委員会は、

第十六、市町村は、貸付金の全部または一部を繰上償還 なければならない。 償還申請書(別紙第八号様式)を教育委員会に提出し することができる。この場合においては、当該市町村 は、繰上償還しようとする日の一○日前までに、繰上

第十七、前二項の場合において、貸付金の一部を繰上償 還した市町村は、遅滞なく繰上償還後の償還年次表を 教育委員会に提出しなければならない。

第十八、この要綱に定めるもののほか資金の貸付に関し 必要な事項は、別に定める。

(3)

(様式略)

る更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等

- メートルを限度とする。 水槽の水面積は、小学校、中学校とも四〇〇平方
- の額を除いた額とする。 補助金の額は、工事費のその額から、 国庫補助金

(補助金の交付の申請)

- 式第一号) は、 規則第四条第一項の規定による申請書(別記様 別に定める日までに提出しなければな
- 施設の平面図・立面図及び断面図(元)を添付しなけ 事業計画書 (別記様式第三号)、 ればならない。 前項の申請書には、別記様式第二号による書類及び 関係予算書(抜すい)

(補助の条件)

第四条 規則第六条第一項第一号の規定による教育長の 定める軽微な変更は、次のとおりとする。

工事期間を変更する場合

(補助申請の取下げ)

期間は、規則第七条の通知を受けとった日から一〇日 以内とする。 補助金の交付申請の取下げをすることのできる

(状況報告)

規則第十条の規定により補助事業者が報告しな

ければならないものは、次のとおりとする。 状況報告書(別記様式第五号)

- 第七条 規則第十七条の規定により実績報告書(別記様 日以内(同条後段の規定により提出する場合にあって は、翌年度の四日三十日)とする。 式第六号)の提出期限は、事業の完了した日から三〇
- 類は、別記様式第七号のとおりとする。 規則第十二条の規定による実績報告書に添付する書

(補助金の交付)

- 額の確定後に交付する。 補助金は、規則第十三条の規定による補助金の
- 町村は、補助金の額の確定通知を受けとった日以後一 出しなければならない。 ○日以内に補助金交付請求書(別記様式第八号)を提 前項の規定により補助金の交付を受けようとする市

この要綱は、 昭和四十六年四月一日から施行する。

(様式略)

往三

の「部落解放総合計画前期五ケ年に おける 行財政 の状 況」の中で、 との点にかかわって、部落解放研究所紀要第七号所収 大阪府下市町村同和事業における財政状況

と国の措置の実態について詳しく述べられている

(注四)

} 35 ° 総理府編『同和対策の現況』(昭和四八年十二月刊) 「措置法」以後については、P38~47。 以前の同和教育行政については、 P 33

まとめと今後の課題

でもあきらかである。 全く誤っていることが、以上の不充分な分析においてだけ よりも小さい」と、うそぶいたわけであるが、この認識が 他地区の子どもの教育現実との格差は、東京と青森の格差 昨年の文部省交渉において、ある文部官僚の一人は、

「差別観念は残っているにしても、部落の子の教育現実と 以上みてきたように、差別の現実は、進路の点において 学力の点においても、八年前の現状と若干の形態的変 基本的には変化しえていないことが指摘しうるのであ 高校進学率の変化) が認められる にして

面からも打破していかなければならない。 というような融和主義者たちの甘い言葉の幻想性を教育の 全なものとしながら、行政闘争を闘いぬく心要があろう。 そして、このことによって《差別はなくなりつつある》 我々は、何人も否定しえない事実をつきだし、それを完

> 必要があろう。 市町村にその責任を転嫁していく傾向をきびしく追求する 「特別措置法」の視点を全く欠落させ、その結果、府県・ とくに、この闘いの中で文部省は、同和教育行政の視点

ればならないであろう。 また全国レベルで追求し、我々の側の理論武装を強めなけ とのためにも、この小論で試みた作業を、各府県でと、

८५ り、活動家・研究者が一体となってすすめなければならな 争の展開をよびかけていることはきわめて重要なことであ この点で中央本部が教育白書をづくりをとうした行政闘

とを付記しておきたい。 を克服する具体的要求をまとめていくことが重要であるこ と、その「答申」・方針と現実をつきあわせ、差別の現実 「答申」 ・教育方針 などを 活動家・研究者が 検討するこ 最後に、 各府県で検討する際に、各府県行政が出ている